



所沢市の環境

2021年度版

表紙の写真は「2020年度 マチエコフォトコンテスト」応募作品です。

はじめに

所沢市は2014年、東日本大震災を契機に、“幸せの物差し”を見つめ直し、ライフスタイルの転換にも言及した『マチごとエコタウン所沢構想』を策定しました。そして2019年、その『マチエコ構想』の思いを継承・進化させ、『第3期所沢市環境基本計画』と統合した『所沢市マチごとエコタウン推進計画』を策定しました。

この「所沢市の環境」は、同計画を基に進めている環境施策の実施状況（令和2年度）を取りまとめた報告書です。

計画ではさらに、前期5年間で重点的に取り組む柱として、「低炭素」「みどり・生物多様性」「資源循環」「協働・学習」の4つのプロジェクトを『重点計画』として別冊でまとめています。

2020年度は、11月に2050年までに市域の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明、2月には近隣4市（飯能市、狭山市、入間市、日高市）と共に「ゼロカーボンシティ」共同宣言をしました。今後も脱炭素の歩みを進め、「エコタウン所沢」の実現を本気で図ってまいります。

本書が、市民や事業者の皆様をはじめ多くの方々に、本市の環境について関心と理解を深めていただくための一助となれば幸いです。



所沢市長 藤本 正人

目次

第1章 総説	
第1節 市の概要	3
第2節 所沢市マチごとエコタウン推進計画の概要	4
第2章 重点実施計画に係る現状と施策の実施状況	
第1節 低炭素プロジェクト	11
第2節 みどり・生物多様性プロジェクト	13
第3節 資源循環プロジェクト	15
第4節 協働・学習プロジェクト	17
第3章 所沢市マチごとエコタウン推進計画に係る環境の現況と施策の実施状況	
第1節 低炭素社会の構築	
1-1 地球温暖化緩和策の推進	21
1-2 エネルギー使用に伴う環境負荷の低減	22
1-3 気候変動の影響への適応	23
第2節 みどり・生物多様性の保全	
2-1 生物多様性への理解の推進	25
2-2 人と自然との絆の強化	26
2-3 みどりの保全	28
第3節 循環型社会の形成	
3-1 『もったいない』社会の形成	29
3-2 ごみ処理の低炭素化の推進	31
3-3 ごみの適正な処理の推進	31
第4節 大気・水環境等の保全	
4-1 大気環境の保全	32
4-2 水環境の保全	33
4-3 土壌・地盤環境の保全	34
4-4 生活環境対策の推進	34
4-5 化学物質の環境リスクの管理	35
第5節 魅力的な都市環境の創造	
5-1 美しいまちづくりの推進	36
5-2 安全・安心なまちづくりの推進	37
第6節 とともに進める『善きふるさと所沢』の環境づくり	
6-1 環境づくり・人づくりの推進	40
6-2 環境情報の整備と共有化の推進	42
第4章 地球温暖化対策実行計画の実施状況	45
参考資料	
主な環境関連条例一覧	62
所沢市環境基本条例	63
環境関連用語の解説	66
目標指標一覧	72

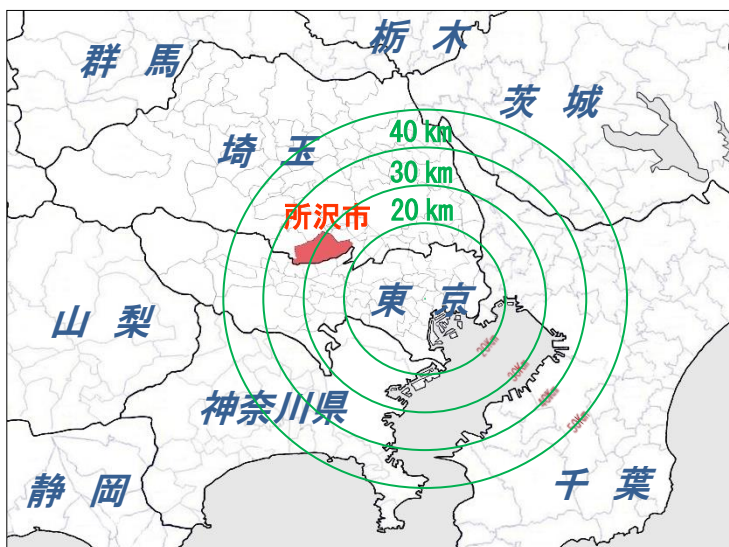
第1章 総説

第1節 市の概要

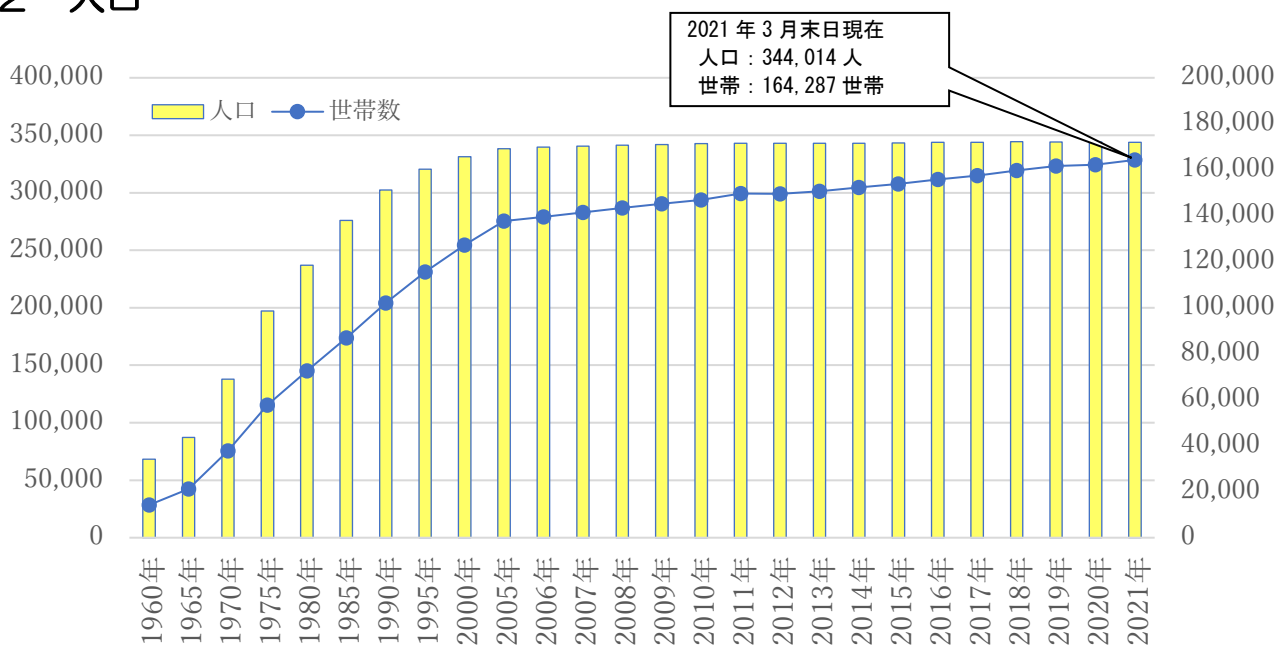
第2節 所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）の概要

1 地勢

位置 : 都心から 30 kmの首都圏、埼玉県西部地区に位置
 市域 : 東西約 15.1 km・南北約 8.9 km、周囲 57km、面積 72.11 km²
 平均標高: 約 73.7m (最高標高:175.1m (狭山湖畔西側)、最低標高: 12.0m (柳瀬川最下流))



2 人口



3 土地利用

■地目別土地利用の状況 (2021年1月1日現在の面積割合)

田・畑 23.6%	宅地 35.4%	山林 6.1%	雑種地 10%	その他 24.9%
--------------	-------------	------------	------------	--------------

(資料: 資産税課)

1 所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）とは

「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）」は、2014年3月に策定された「マチごとエコタウン所沢構想」の趣旨・理念等を引き継ぐとともに、環境基本条例第9条第1項に基づく、環境保全に関する総合的な計画「環境基本計画」と統合した計画です。

当計画は、「“人と人”、“人と自然”との絆」を大切にする「エコタウン」を築いていくという方針を明確にしている点、国際的な協働により取り組んでいくSDGsの考え方を取り入れ、施策との関係を示している点が特徴となっています。

(1) 計画の期間と対象

●計画の期間

2019年度から2028年度の10年間を計画期間とします。

●対象

本計画で対象とする環境の範囲は、地球環境、自然環境、生活環境及び都市環境の4つとします。

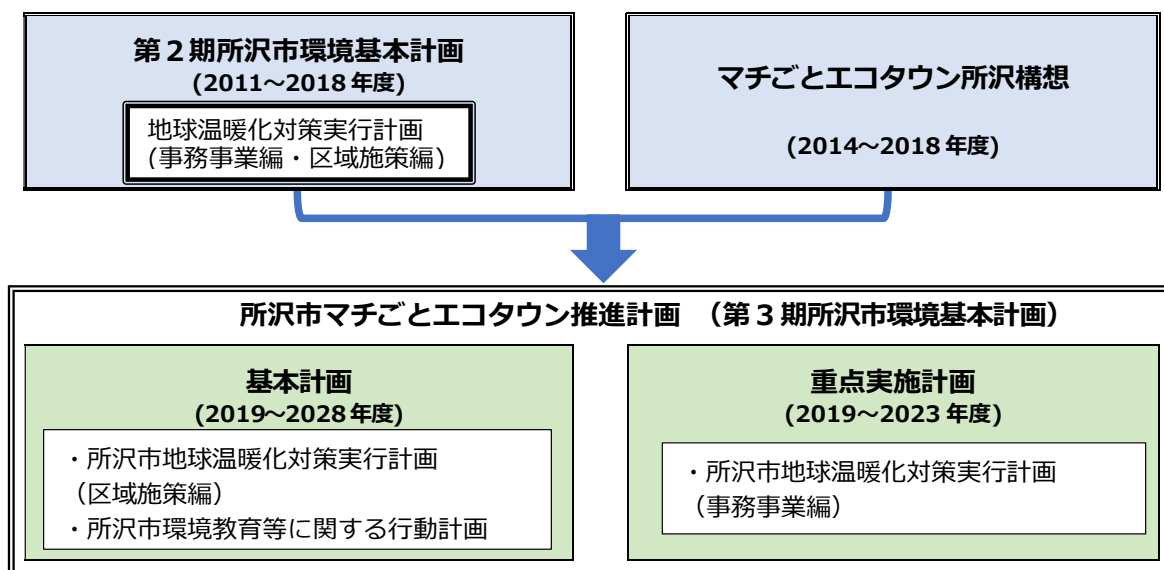
分野	内容
地球環境	地球温暖化、酸性雨、森林の減少、資源・エネルギー等
自然環境	みどり、野生生物、地形・地質等
生活環境	大気、水質、土壌、騒音・振動、悪臭、有害化学物質、廃棄物処理等
都市環境	景観、美観、利用者にやさしい公共施設、公園、文化財、交通等

(2) 計画の構成

所沢市環境基本計画とマチごとエコタウン所沢構想の統合により、計画内容がより多岐にわたるため、基本理念や将来像などの基本的事項や中長期的な方針をまとめた基本計画と、重点施策（リーディング・プロジェクト）などの短期的な内容をまとめた重点実施計画に分冊化しています。

なお、「所沢市地球温暖化対策実行計画」として、市域全体の温暖化対策に係る「区域施策編」は基本計画に、市の事務事業における温暖化対策に係る「事務事業編」は重点実施計画に内包しています。

また、「所沢市環境教育等に関する行動計画」は、基本計画に内包しています。



(3) 計画の基本理念

1 持続可能な環境づくり

未来の世代に「ふるさと所沢」の環境を残していくために、エネルギー、みどり、資源などを大切にしていけます。

2 共生を実現する環境づくり

所沢市は、“人と人”、“人と自然”との絆を大切にできる環境を目指します。

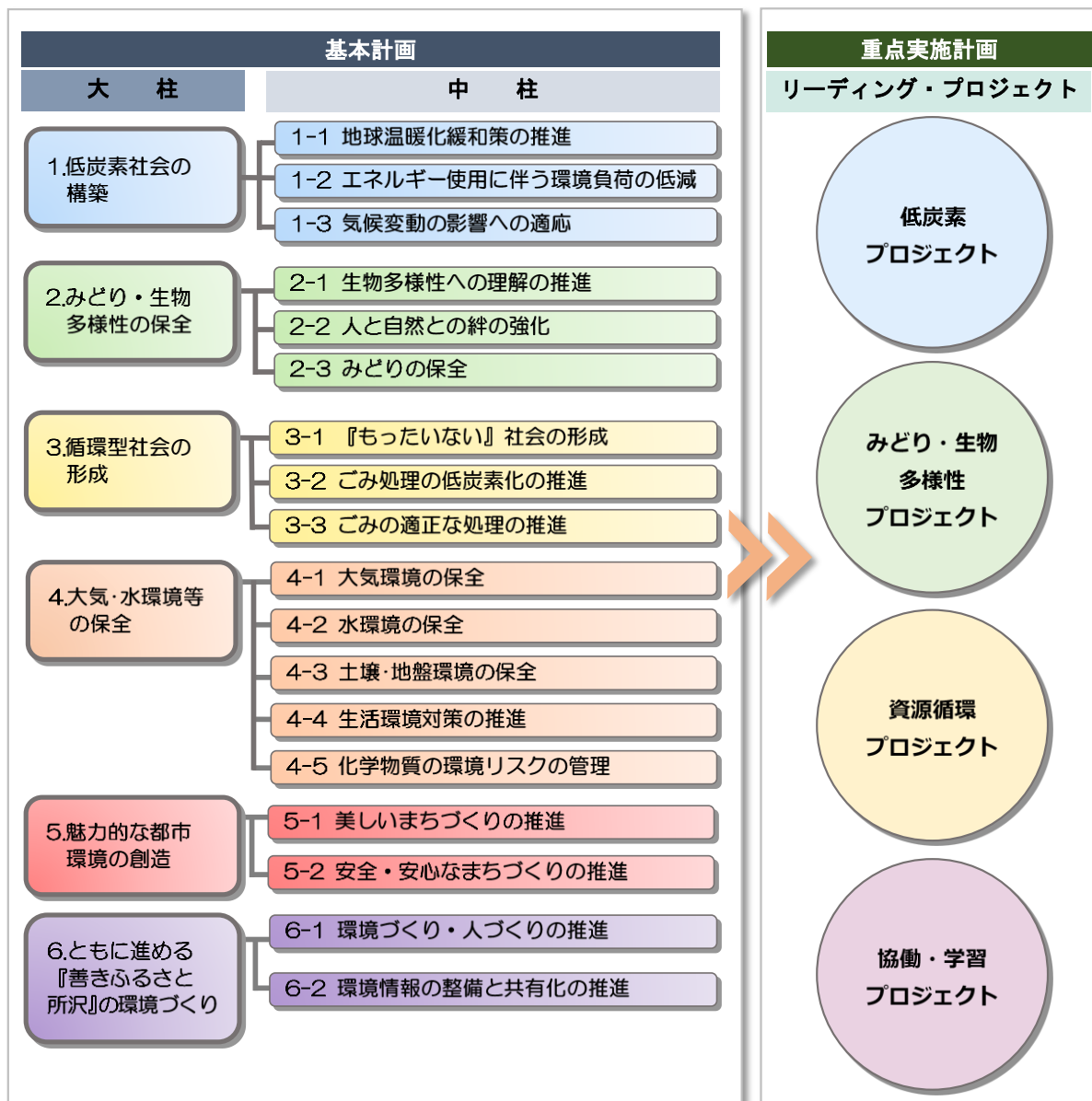
3 市民協働による環境づくり

市民一人ひとりが地球や地域の環境を守ることを自覚し、力を合わせて「ふるさと所沢」の環境づくりを推進していきます。

(4) 計画の将来像

“人と人”、“人と自然”との絆で、子どもたちの未来を紡ぐ エコタウン所沢

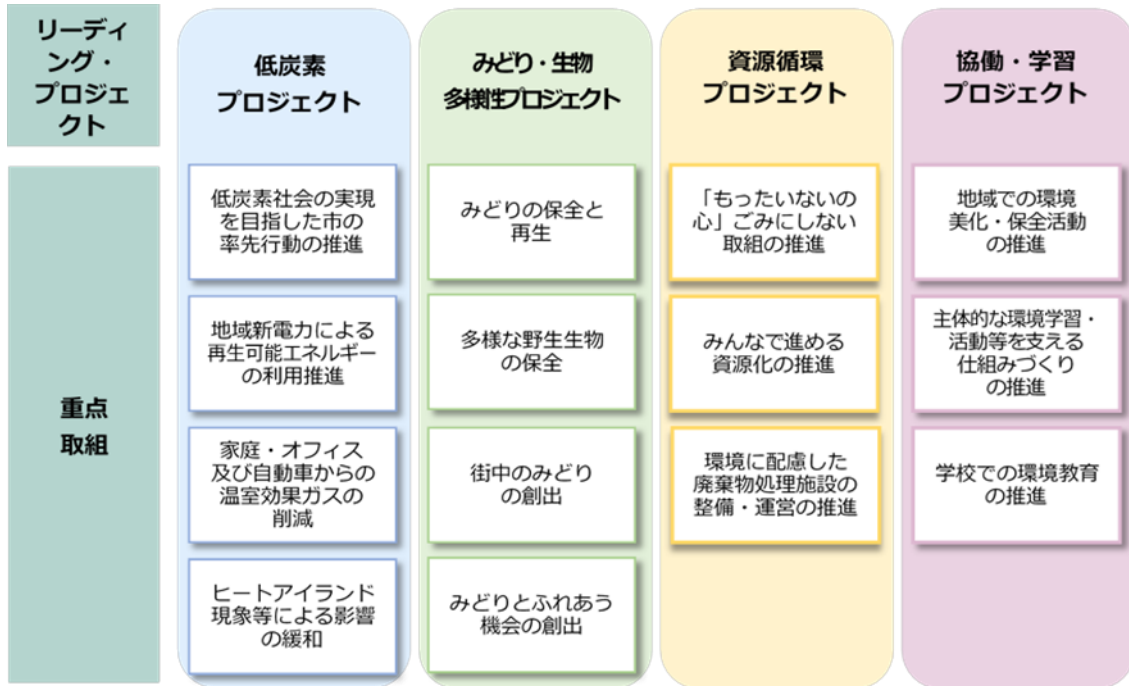
(5) 施策の展開



2 重点実施計画とその構成

「所沢市マチごとエコタウン推進計画 重点実施計画」は、基本計画で示す施策のうち、2019 年度から2023 年度までの5 年間で重点的に実施すべき取組をまとめた計画です。

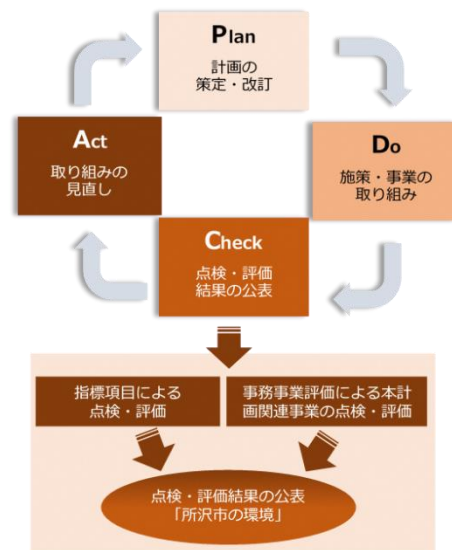
当計画におけるリーディング・プロジェクトは、先導性、即効性、実現性、継続性、波及性の視点から施策を選定し、まとめたもので、低炭素、みどり・生物多様性、資源循環、協働・学習の4 つの分野で設定されています。これらのプロジェクトは複数の重点取組から構成されており、それぞれを着実に実施していくことで、市域の環境課題が解決に向けて大きく前進することが期待されるとともに、他の施策にも良い影響を与えることが予想されます。



3 進行管理・推進体制

全庁的な実行体制を整備するとともに、市民や事業者による自主的な環境配慮行動の実践等の協働により、円滑かつ効果的に推進していきます。

効果的に進行管理を行うため、計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Act）を繰り返す、PDCA サイクルにより継続的な改善を図っています。点検・評価結果は、環境報告書（所沢市の環境）として毎年公表し、その結果や市民・事業者の皆さんからのご意見をもとに、施策や事業の見直しを行っています。



4 地球温暖化対策実行計画

「区域施策編」では市域における温室効果ガス排出量の削減を、「事務事業編」では市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減を対象としています。各項目について目標を設定し、地球温暖化対策を推進しています。

なお、当市は2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を2020年11月に表明しており、具体的な数値変更、施策策定は計画中間改定時(2024年3月)に実施予定です。

(1) 区域施策編

短期目標

2013年度（基準年）157.0万トン-CO₂

▼22.9% 削減

2028年度 121.0万トン-CO₂

長期目標

2013年度（基準年）：157.0万トン-CO₂

▼80% 削減*

2050年度：31.4万トン-CO₂

●目標達成に向けた主な取組

〈緩和策：温室効果ガスの排出量を削減すること〉

産業部門、民生業務部門、民生家庭部門、運輸部門、廃棄物部門における排出量の削減等

〈適応策：温暖化の影響を最小化すること〉

農業、水環境・水資源、自然災害、健康、市民生活・都市生活における気候変動の影響への適応等

(2) 事務事業編

削減目標	
2028年度までに2013年度比で 35.3%削減	
2013年度現状	2028年度目標
市の事務事業における温室効果ガス排出量 約 3.2 万トン-CO ₂	約 2.1 万トン-CO ₂

●削減に向けた主な取組

1 建築物の建築、施設・設備の管理	5 廃棄物の削減・リサイクルの推進
2 廃棄物の削減・リサイクルの推進	6 公用車使用における環境負荷の低減
3 環境負荷の少ない製品・電力の調達	7 庁内推進体制の強化
4 資源の有効利用の推進	8 その他

5 所沢市環境教育等に関する行動計画

「環境教育等による環境保全のための促進に関する法律」に基づき、本市における環境教育・環境学習・環境保全活動について定めた「環境教育等に関する行動計画」を基本計画に内包して策定しています。当行動計画では、持続可能な社会の実現のために、子どもから大人まで一人ひとりが知識の習得に努めるとともに、環境保全に主体的に関わることができるようになるための施策を整理しています。

(1) 計画の目的

持続可能な社会を構築するために、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について推進します。

(2) 計画の期間

2019年度～2028年度

第2章 重点実施計画に係る 環境の現状と施策の実施状況

※ 本章における各施策の実施状況は、2021年3月31日現在の実績を記載しています。

第1節 低炭素プロジェクト

第2節 みどり・生物多様性プロジェクト

第3節 資源循環プロジェクト

第4節 協働・学習プロジェクト

【指標項目における目標達成（達成状況を○とする場合）の判定基準】

- (1) 目標値を定めている指標
実績値が年次目標に達している場合

- (2) 基準値以上としている指標
実績値が基準値を超えている場合

第1節 低炭素プロジェクト

概要

2050年までに市内の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すゼロカーボンシティを2020年11月に表明し、取組みを進めています。また、「所沢市マチごとエコタウン推進計画」については、2022年度から2023年度にかけて、ゼロカーボンシティ宣言、社会情勢変化や市民の意見、関連法、施策の達成状況等を踏まえて、中間改定を実施します。

本プロジェクトでは、温室効果ガスの効果的な削減のため、「低炭素社会の実現を目指した市の率先行動の推進」「地域新電力による再生可能エネルギーの利用推進」「家庭・オフィスおよび自動車からの温室効果ガスの削減」「ヒートアイランド現象等による影響の緩和」を柱として重点的に取り組みます。

環境指標の達成状況（先頭に◎がついている指標：プロジェクト代表指標）

指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況				
			2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
◎市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量（調整）の削減率	%	増加	0 (2013年)	202	21.9	23.6	25.3	26.9
				67.4	68.1			
				○	○			
㈱ところざわ未来電力の市域への電力供給規模	kW	増加	0	28,000	33,000	38,000	43,000	43,000
				19,113	23,077			
				×	×			
低炭素住宅の認定件数	件	増加	29	42	54	66	78	90
				23	23			
				×	×			
市内の熱中症による救急搬送者数	人	減少	130	125	120	115	110	105
				225	245			
				×	×			

【現状及び課題】

◆代表目標指標については、目標値を大きく上回り達成

代表目標指標の「市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量（調整）の削減率」は削減目標の21.9%に対し、68.1%（+46.2ポイント）と大きく上回りました。これは、公共施設で㈱ところざわ未来電力を利用したことにより、大きな削減効果が表れたものです。一方、他の目標指標については、すべて未達成となりました。「㈱ところざわ未来電力の市域への電力供給規模」については、小売電気事業者による価格競争の激化が未達成の主な要因ですが、脱炭素社会の実現に向けて、環境負荷の少ない電力の必要性を周知していきます。「低炭素住宅の認定件数」については、割高なイニシャルコストの影響や、低炭素住宅自体の認知度不足もあり、未達成となりましたが、2020年12月から国のグリーン住宅ポイント制度が設定されたことから、次年度には効果が期待される所です。引き続き補助制度による支援を継続するとともに、周知啓発に努めます。「市内の熱中症による救急搬送者数」については、様々な温暖化対策や、熱中症対策の周知啓発を進めていますが未達成となりました。今後は他課の事業と併せて熱中症予防の声かけを行う等、工夫した周知・啓発に努めます。また、人工排熱の低減にも効果のある、省エネ・創エネ機器・エコカーの普及についても併せて推進していきます。

主な施策の実施状況

(1) 低炭素社会の実現を目指した市の率先行動の推進

2020年11月3日の市制施行70周年記念式典において、2050年までに市内の二酸化炭素の排出量実ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しました。また、2021年2月15日には、近隣4市（飯能市、狭山市、入間市、日高市）と共に「ゼロカーボンシティ共同宣言」を表明しました。

ゼロカーボンシティの実現のためには再エネの導入と省エネの徹底が大きな柱となります。2020年度は、市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスを削減するために、向陽中学校（26.4kW）及び上下水道局（23.7kW）に太陽光発電設備を設置するとともに、走行時に二酸化炭素を排出しない燃料電池自動車（FCV）を公用車として導入しました。

(2) 地域新電力による再生可能エネルギーの利用推進

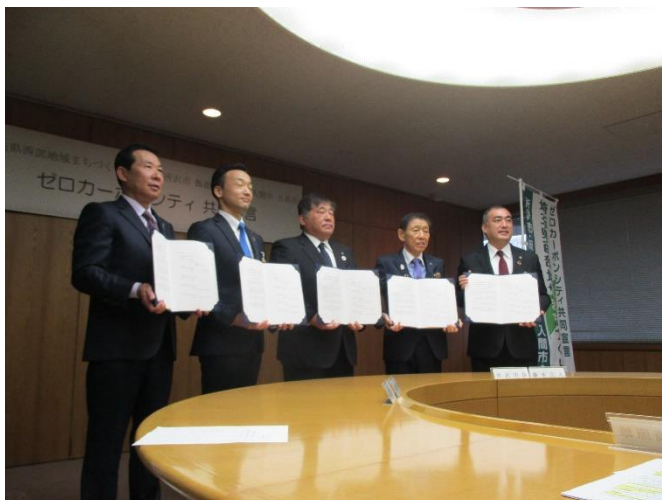
地域新電力会社である株式会社とくろざわ未来電力を通じて、高圧公共施設104施設（20,655kW）、市内民間事業者等28施設（2,422kW）に対して、市内の再エネ電源等を活用した環境負荷の少ない電力を供給することで、再エネの普及・利用推進を図っています。また、2021年1月から低圧公共施設215施設のほか家庭へ環境にやさしい電力を供給し、市域の温室効果ガス排出量の削減に貢献しています。

(3) 家庭・オフィス及び自動車からの温室効果ガスの削減

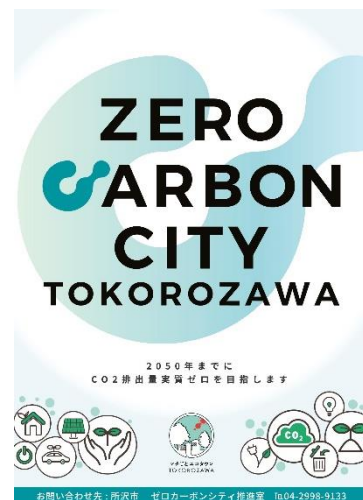
住宅への創エネ・省エネ・蓄エネ設備の導入のほか、断熱改修などのエコリフォームを補助対象とした「スマートハウス化推進補助制度」により、住宅のスマートハウス化を推進しています。2020年度は家庭用として557軒、事業者用として3件、自治会・管理組合用として6件交付しました。これにより約524tの二酸化炭素排出量の削減効果がありました。

(4) ヒートアイランド現象等による影響の緩和

自然の力を効果的に取り入れ、夏を涼しく過ごすことを目的に、市が管理する216の公共施設において「トコエコ・グリーンキャンペーン」を実施しました。（実施期間：7月1日～9月30日）各施設において、エコオフィス活動の実践やみどりのカーテンなどに取り組みました。



■ゼロカーボンシティ共同宣言



■ゼロカーボンシティポスター

第2節 みどり・生物多様性プロジェクト

概要

狭山丘陵をはじめ市街地を取り囲むように広がっている豊かなみどりは、多様な生物が生息しており、私たちは共存していく必要があります。一方、街中のみどりは、まちを彩りやすらぎのある景観をつくりあげるとともに、気温低減効果などの働きもあり、私たちの生活に欠かせない存在です。

本プロジェクトは、みどり・生物多様性を保全するために、「みどりの保全と再生」「多様な野生生物の保全」「街中のみどりの創出」「みどりとふれあう機会の創出」を柱として重点的に取り組みます。

環境指標の達成状況（先頭に◎がついてる指標：プロジェクト代表指標）

指標項目	単位	目指す方向	基準値 2017年	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況				
				2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
◎新たなみどりの確保量	ha	増加	55.1	75.0	80.0	85.0	90.0	95.0
				85.5	96.0			
				○	○			
保全管理計画が策定された緑地の数	箇所	増加	2	3	3	4	4	5
				4	5			
				○	○			
市街化区域内に新たに指定した地域制緑地の累計面積	ha	増加	0	↗	↗	↗	↗	0.5
				0.68	0.86			
				○	○			
みどりとふれあうイベントの参加者数	人／年	増加	1,767	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
				1,855	-			
				×	×			

【現状及び課題】

◆代表目標指標を達成し、他の目標指標についても概ね達成

代表目標指標の「新たなみどりの確保量」は、里山保全地域や特別緑地保全地区等の地域制緑地の指定等により達成することができました。また、「保全管理計画が策定された緑地の数」や「市街化区域内に新たに指定した地域制緑地の累計面積」も順調に推移しています。「みどりとふれあうイベントの参加数」については、2020年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、みどりのふれあいウォークなどのイベントが中止となりました。2021年度も新型コロナウイルス感染症の影響で、イベントを開催できていませんが、感染対策を講じながら、イベントの開催方法や時期などについて検討していきます。

主な施策の実施状況

(1) みどりの保全と再生

市内に残る貴重な緑地を保全するため、地権者等の協力を得ながら、里山保全地域や特別緑地保全地区等の地域制緑地の指定を行っています。2020年度の指定面積は10.67haです。

(2) 多様な野生生物の保全

生物多様性を保全、再生、創出するための取り組みを進めていくため、「生物多様性ところざわ戦略」を策定しました。戦略の策定過程では、基礎調査として、市内各所において指標動植物調査を実施するとともに、過去50年にわたる文献調査を収集整理し、野生生物の生息・生育状況を把握しました。また、生物多様性に関する啓発を目的に、3回にわたり身近な生きものの生息地や種類を紹介するニュースレターを発行しました。

(3) 街中のみどりの創出

「所沢市まちなかみどり保全地区設置要綱」に基づき、東所沢四丁目、若狭一丁目の2箇所で、「まちなかみどり保全地区」を指定しました。また、市街地の緑化を推進すべく、緑化の推進活動に関する基礎知識習得を目的とした緑化講座を開催し、一般市民及びみどりのパートナー登録団体の構成員が32名受講しました。

(4) みどりとふれあう機会の創出

狭山湖周辺を回遊できる散策路を整備することにより、狭山湖周辺を訪れる散策者や観光客にみどりの保全と創出の理解を促すとともに安全確保を図るため、市道5-4号線に「狭山湖ふれあい橋」を建設しました。これにより、みどりとふれあう機会の創出に繋がりました。

また、市民や企業へゴーヤ・アサガオの種子と手引きを配布し、植物とふれあうきっかけを提供しました。



■狭山湖ふれあい橋



■まちなかみどり保全地区

第3節 資源循環プロジェクト

概要

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の社会は、健全な物質循環を阻害し環境に大きな負荷を与えるとともに、排出されたごみの処理においては種々の環境問題が発生してきました。

本プロジェクトは、循環型社会の形成のために、「「もったいないの心」ごみにしない取組の推進」「みんなが進める資源化の推進」「環境に配慮した廃棄物処理施設の整備・運営の推進」を柱として重点的に取り組めます。

環境指標の達成状況（先頭に◎がついてる指標：プロジェクト代表指標）

指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況				
			2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
◎市民1人当たりのごみ排出量	g / 人・日	減少	580	578.5	577.8	577.1	576.4	575.6
				583.1	592.7			
				×	×			
焼却処理率	%	減少	77.2	75.0	74.5	74.0	73.5	73.0
				77.6	79.5			
				×	×			
ごみ焼却発電による電気使用量賄率	%	増加	73.8	89.8	100	100	100	100
				91.9	141.2			
				○	○			

【現状及び課題】

◆「ごみ焼却発電による電気使用量賄率」は達成できたが、代表目標指標は未達成

東部クリーンセンターにおけるごみ焼却に伴い発電した電気の場内電気使用量に対する割合である「ごみ焼却発電による電気使用量賄率」は灰溶融炉の廃止したことに加え、高効率機器への更新等の二酸化炭素排出抑制に資する延命化工事が終了したことにより、所内使用電力量が大きく低減したことで基準値を大きく上回り達成しました。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための外出自粛による影響等の複合的要因により、総ごみ量（事業系ごみを除く。）が前年度比で55t増加したことで、代表目標指標の「市民1人当たりのごみ排出量」は目標の577.8gに対して、14.9g及ばず未達成となりました。「市民1人当たりのごみ排出量」「焼却処理率」の未達成から、雑がみの資源化や食品ロス削減・生ごみ減量等に推進の余地が残されています。更なる資源化に向けて食品ロス削減等、事業者との連携をさらに進めて目標達成に努めます。

主な施策の実施状況

(1) 「もったいないの心」ごみにしない取組の推進

市内で食品ロスの削減に積極的に取り組んでいる店舗を「食品ロスゼロのまち協力店」として登録し、飲食店から排出される食品ロスの削減のほか、ポスターやPOPの掲示にご協力いただくことで、飲食店・利用客双方の食品ロス削減意識の醸成に努めています。(2020年度末 累計登録数：248店舗)

また、市内の川ごみを減らし海洋流出を抑制するため、東川でごみ拾いを実施しました。結果をもとに川ごみマップを作成し、市ホームページ及び環境クリーン部各課の窓口に掲示しました。

(2) みんなで進める資源化の推進

ごみ減量及び循環型社会形成に向け、3R(Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用)啓発として、リサイクルふれあい館では、3Rに関するイベント、館内表示、施設見学の受入れ、講習会などを実施しています。また若年層をターゲットとした家庭用ごみ分別アプリ「わけトコっ！」も配信しています。

(3) 環境に配慮した廃棄物処理施設の整備・運営の推進

東部クリーンセンターでは、2019年9月に灰溶融炉の廃止に伴い、所内使用電力量が大きく低減しました。また、延命化工事により発電量が増加し、所内自家発電で賄える事業所内の電力の割合が増加し、エネルギー起源の二酸化炭素の排出量が減少しました。(2020年度発電量：約18,873MWh)

また、「自区内処理の原則」に基づき、市内に新たな最終処分場として整備する(仮称)第2一般廃棄物最終処分場については、周辺環境と調和し、安心・安全な施設となるよう配慮して計画・整備を進めております。



■川ごみマップ



■ごみ分別アプリ「わけトコっ！」

第4節 協働・学習プロジェクト

概要

当市の環境政策を推進する上では多くの方の協力が必要です。子どもから大人までいろいろな立場の市民一人ひとりが、地球や地域の環境を守ることを自覚し、自主的に環境保全のための行動が出来るようになれば大きな推進力となります。

本プロジェクトは、様々な年齢層、立場の方が主体的に環境学習や環境保全活動に関われるよう、「地域の環境美化・保全活動の推進」「主体的な環境学習・活動等を支える仕組みづくりの推進」「学校での環境教育の推進」を柱として重点的に取り組めます。

環境指標の達成状況（先頭に◎がついてる指標：プロジェクト代表指標）

指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況				
			2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
環境推進員が関わる活動に対する総参加者数	人	増加	56,000	56,560	57,120	57,680	58,240	58,800
				54,627	13,358			
				×	×			
◎環境学習関連事業の参加者数	人	増加	34,108	基準値以上				
				169,236	66,952			
				○	○			
市内小中学校における「地球にやさしい学校」の取組評価の平均点	点	増加	23	基準値以上				
				23.0	23.0			
				○	○			

※市内中学校における「地球にやさしい学校」の取組評価については令和元年度に実施した取組みに対して行っています。

【現状及び課題】

◆代表目標指標を達成し、他の目標指標についても概ね達成

様々な事業者と協働し、「冬をかしこく あったかく」をテーマに環境ギャラリーを開催するなど、市民の環境意識の高揚を図る機会を設けたことで、代表目標指標の「環境学習関連事業の参加者数」は、基準値を上回り達成することができました。また、市内小中学校での環境に関する取組みが定着したことで、『市内小中学校における「地球にやさしい学校」の取組評価の平均点』が基準値以上となり、達成することができました。引き続き、子どもたちが主体的に環境配慮行動をとれるよう啓発し、環境教育の浸透に努めます。一方、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ほとんどの事業が中止となり「環境推進員が関わる活動に対する総参加者数」は未達成となりました。2021年度も新型コロナウイルス感染症の影響で、厳しいことが見込まれますが、引き続き感染対策を講じつつ事業の実施について検討し、目標達成に努めていきます。

主な施策の実施状況

(1) 地域の環境美化・保全活動の推進

春と秋に所沢市自治連合会・所沢市環境推進員連絡協議会・所沢市の3団体の主催で実施しています。道路、公園、水路等にポイ捨て、放置されたごみを回収するなどの清掃活動を実施し、地域の環境美化を推進しています。但し、2020年度「春の環境美化の日」は新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の観点から中止となり、「秋の環境美化の日」のみ実施しました。

春の環境美化の日：中止

秋の環境美化の日：参加者 13,341 人/回収したごみの総合計 25.35 t

(2) 主体的な環境学習・活動等を支える仕組みづくりの推進

12月の「地球温暖化防止月間」にあわせ、市民および事業者に対し、環境に関する啓発を行うため、様々な事業者と協働で環境ギャラリーを開催しました。「冬をかしく あったかく」をテーマに、地球温暖化防止啓発を図りました。

[展示内容]

- ・ウォームビズファッション展示（西武所沢 S.C.と協働）
- ・地産地消のあったかレシピ紹介（株OEC マルシェと協働）
- ・エコな住まい提案ブース（株LIXIL、株ヤマニエコライフと協働）

(3) 学校での環境教育の推進

市内小中学校の児童・生徒による環境活動に対する意識向上を図ることを目的に“地球にやさしい学校大賞”の表彰を行っています。

なお、2019年度から開催している“こどもサミット”については、2020年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の観点から中止となりました。

[2020年度地球にやさしい学校大賞受賞校]

市長賞：清進小学校 山口中学校

教育長賞：宮前小学校 小手指中学校

努力賞：伸栄小学校 富岡中学校

入選：明峰小学校 安松小学校 和田小学校 向陽中学校 中央中学校



■地球にやさしい学校大賞



■環境ギャラリー

第3章 所沢市マチごとエコタウン推進計画 に係る環境の現況と施策の実施状況

※ 本章における各施策の実施状況は、2021年3月31日現在の実績を記載しています。

第1節 低炭素社会の構築

第2節 みどり・生物多様性の保全

第3節 循環型社会の形成

第4節 大気・水環境等の保全

第5節 魅力的な都市環境の創造

第6節 とともに進める『善きふるさと所沢』の環境づくり

【指標項目における目標達成（達成状況を○とする場合）の判定基準】

（１）目標値を定めている指標

実績値が年次目標に達している場合

（２）基準値以上（以下）としている指標

実績値が基準値を超えている（下回っている）場合

第1節 低炭素社会の構築

環境指標の達成状況

指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況					最終目標値
			2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2028年
市域における温室効果ガス排出量の削減率	%	増加	0 (2013年)	7.6	9.3	11.0	12.7	14.4	22.9
				15.1	24.9				
				○	○				
再生可能エネルギー設備の総出力	MW	増加	35.3	37.7	38.9	40.1	41.3	42.5	48.5
				37.4	39.1				
				×	○				

【現状及び課題】

◆3部門において温室効果ガスの排出量が減少し、市域の温室効果ガス排出量の削減率目標を達成

運輸部門、産業部門、民生家庭部門の3部門において温室効果ガスの排出量が減少し、「市域における温室効果ガス排出量の削減率」を達成しました。本計画では、2013年度を基準に2028年度までに22.9%削減することを短期目標としているため、順調に推移しているといえます。引き続き、市域の温室効果ガス排出量の削減に努めます。第5次エネルギー基本計画において「2020年までにハウスメーカー等が新築する注文戸建住宅の半数以上で（中略）ZEH※の実現を目指す。」という目標を掲げ、関係省庁が普及に向け連携し取り組んでいます。こうしたZEH普及の影響もあり再生可能エネルギー設備の総出力は1.7MW増加し、目標を達成しました。引き続き再エネの重要性や必要性を伝え、再生可能エネルギー設備の導入を促進していきます。

※ネット・ゼロ・エネルギーハウスの略です。断熱性能の向上などによる省エネと、太陽光発電などの再エネ導入を組み合わせることで、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のことです。

主な施策の実施状況

1-1 地球温暖化緩和策の推進

1-1-1 温室効果ガスの排出削減

○環境にやさしい自動車の普及推進

走行時に二酸化炭素を排出しない燃料電池自動車（FCV）を公用車として導入しました。水素と酸素だけで走るという特徴をデザイン化した図柄を車両にラッピングし、次世代自動車の広告塔として近隣市役所、県庁等への出張に広く活用しています。



■燃料電池自動車（FCV）

○スマートハウス化推進補助金の交付

※P12 第2章 第1節 低炭素プロジェクト参照

○公共交通機関の利用推進

高齢者や障害者をはじめとした全ての人が利用しやすい公共交通機関とするため、「所沢市交通バリアフリー基本構想」に基づく特定事業の進捗状況を管理し、市のホームページで情報提供を行っています。

第1節 低炭素社会の構築

○地産地消推進による輸送エネルギーの削減

近場で生産された商品を消費することは、輸送に伴うエネルギー消費の削減につながるため、農業情報誌「とことこだより」や、表紙・内容ともに装いを新たにした地産地消レシピ等により地産地消の周知を図り、地元での消費拡大を推進しています。

1-1-2 温室効果ガスの吸収源対策の推進

○樹林地保全による吸収源の確保

市内に残る貴重な緑地を保全するため、地権者等の協力を得ながら、里山保全地域や特別緑地保全地区等の地域制緑地の指定を行うことで、温室効果ガスの吸収源を確保しました。

○樹林地を活用する地球にやさしい農業の推進

武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会にて、伝統的な落ち葉堆肥農法の継続を推進しています。また、国内において、世界農業遺産への認定申請に係る承認を得たことから、国際連合食糧農業機関による世界農業遺産の認定に向けた準備を進めています。

1-1-3 計画的な取り組みの推進

○地球温暖化対策実行計画の推進

温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）

※P43 第4章 地球温暖化対策実行計画の実施状況 I 事務事業編参照 ・ II 区域施策編参照

1-2 エネルギー使用に伴う環境負荷の低減

1-2-1 再生可能エネルギーの利用推進

○地域新電力会社「ところざわ未来電力」

※P12 第2章 第1節 低炭素プロジェクト参照

○太陽光発電施設の運営

2013年度に北野一般廃棄物最終処分場にメガソーラー所沢（とことこソーラー北野）を、2016年度に松が丘調整池にフロートソーラー所沢をそれぞれ設置し、市域の再生可能エネルギー創出に寄与しています。また、売電益は基金として積み立て、再エネ機器導入の補助制度などの原資にすることで市域に還元しています。

[2020年度発電量]

メガソーラー所沢：約1,214MWh（一般家庭306世帯分/年）

フロートソーラー：約473MWh（一般家庭119世帯分/年）



■メガソーラー所沢（とことこソーラー北野）



■フロートソーラー所沢

第1節 低炭素社会の構築

○公共施設への太陽光発電・蓄電池設置

向陽中学校（26.4kW）及び上下水道局（23.7kW）の屋根に太陽光発電設備を設置しました。両施設には、大型の産業用蓄電池も導入し、蓄電池に貯めた電力を夜間等に使用することで、二酸化炭素排出量の削減につなげるとともに、災害時の緊急用電源として活用します。

[年間見込み発電量]

向陽中学校 : 25,137 kWh

上下水道局庁舎 : 23,451 kWh



■太陽光パネル（向陽中学校屋上）

○水道施設への小水力発電設備設置

2018年度に東部浄水場に小水力発電設備を設置しました。水の持つエネルギーを利用して発電した電力を東部浄水場内で自家消費することで二酸化炭素排出削減につなげています。

[2020年度発電量]

1,555MWh

1-2-2 省エネルギーの推進

○ライトダウンイベントの開催

新所沢パルコギャラリーにて、家庭で消灯してキャンドルを灯し、環境配慮行動に繋がってもらうため、エネルギーと温暖化に関する啓発パネルを展示すると共に、キャンドルと啓発チラシを150人に配布しました。



■ライトダウンイベント

○はじめよう“エコファミリー”認定事業

チェックシートに記載されたエコアクション（環境配慮行動）に取り組んでもらい、意識の向上を図りました。12,185名の方に参加していただき、二酸化炭素削減量は11.9tとなりました。

1-3 気候変動の影響への適応

1-3-1 気候変動の影響への適応

○日産自動車(株)及び市内販売会社との連携協定の締結

2020年8月に日産自動車(株)及び市内販売会社3社と電気自動車に係る事業の周知、普及啓発、環境教育活動、電気自動車による避難所等への電力の供給に取り組む、「電気自動車に係る連携協定」を締結しました。



■協定締結式



■給電デモンストレーション

○清柳橋改築事業

柳瀬川における今後の浸水被害の軽減を図るために、東川との合流点下流に位置する清柳橋について、埼玉県及び清瀬市と共同で架換えを進めており、左岸の橋りょう下部工事及び護岸工事を完了しました。併せて、橋りょう改築に伴う周辺市道の整備のための用地取得を行いました。

○雨水流出抑制指導事業

開発に伴う雨水の流出やそれによって引き起こされる浸水被害を抑制するため、開発事業者に対し雨水抑制施設設置の行政指導（85件）を行い、全ての開発事業で設置されました。

○熱中症予防対策

広報、市ホームページ、防災行政無線、ところざわほっとメール、コミュニティビジョン等で市民へ熱中症予防行動について周知しました。また、熱中症予防啓発リーフレット、うちわ等の啓発資材の配布・配架や民生委員を通じ高齢者への声掛け等も行いました。

[2020年度実績]

防災行政無線発信回数：8回

ところざわほっとメール配信回数：28回

コミュニティビジョン放映：7月～8月

[啓発資材の配架先]

老人福祉センター、まちづくりセンター、保健センター等の公共施設、地域包括支援センター

第2節 みどり・生物多様性の保全

環境指標の達成状況

指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況					最終目標値
			2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2028年
みどりのパートナーの登録者数	人	増加	1,368	1,395	1,400	1,405	1,410	1,415	1,440
				1,410	1,500				
				○	○				

※「みどりとふれあうイベントの参加者数」「新たなみどりの確保量」は、P 13 第2章 第2節 みどり・生物多様性プロジェクト参照

【現状及び課題】

◆市民と協働したみどりの保全が進み、「みどりのパートナーの登録者数」の目標を達成

「みどりのパートナーの登録者数」は順調に増加しています。今後も引き続き、補助金の交付や育成講座を開催することで活動を支援し、市民と協働で行うみどりの保全を推進していきます。

主な施策の実施状況

2-1 生物多様性への理解の推進

2-1-1 多様な主体による教育・学習・体験の充実

○みどりのパートナー活動推進事業

ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例に基づき、みどりの保全及び緑化の推進に関して、自発的かつ実践的な活動を行う個人又は団体をみどりのパートナーとして登録しています。

活動内容に応じて補助金を交付する等の支援を実施することで、みどりのパートナーによる様々な活動を促進しています。

[登録者数（2021年3月31日現在）：1,500人]

	緑化の推進活動	みどりの保全活動
団体登録者	32団体（633人）	25団体（852人）
個人登録者	4人	11人

2020年度みどりのパートナーによる地域緑化創出面積： 3,127㎡

2020年度みどりのパートナーによる保全活動面積： 202,700㎡



■みどりのパートナーによる地域緑化



■みどりのパートナーによる保全活動

第2節 みどり・生物多様性の保全

○ふるさとのみどり啓発事業

本市の豊かなみどりへの理解と意識の向上を図る為、ふるさとのみどりを多くの方に知っていただくとともに、保全活動や街中緑化の推進活動を促すきっかけづくりとして啓発事業を実施しました。



■みどりのカーテンコンテスト

○みどりのカーテンコンテスト

夏の省エネに有効なみどりのカーテンを作成後、写真を応募していただき、来庁者の投票によって大賞を選出しました。

(応募数31作品)

○生物多様性の啓発

※P14 第2章 第2節 みどり・生物多様性プロジェクト参照

2-2 人と自然との絆の強化

2-2-1 みどりを守り育てる活動の推進

○樹林地の保全や緑化活動推進に関する講座の開催

本市のみどりの概況を理解し、多様な野生生物の生息・生育環境に配慮した質の高いみどりを保全するため、適切な維持管理を行うことができる専門家を育成することを目的に、みどりのパートナー育成講座を開催しました。また、緑化の推進活動に関する基礎知識習得を目的とした緑化講座を開催しました。

みどりのパートナー育成講座 開催数：8回 受講者：40人（延べ）

緑化講座 開催数：1回 受講者：32人

○農業後継者や新規就農者確保による農地の維持

農業後継者の農業経営の改善と省力化を推進するため、農業用機械や施設整備の導入費用の一部を補助しました。また新規就農者に対しては、農業経営の早期安定化のため、農業用機械の導入費用の一部や借り受ける農地の賃借料の一部を補助し、支援しました。

○体験農場推進事業

「農のあるまちづくり」を推進するため、新たに2農場の新設及び既存農場を拡張し、市内9箇所となった体験農場を貸し出すことで、市民に農作業を体験していただき、農業への理解を深めてもらいました。

2-2-2 野生生物の保護及び管理の推進

○樹林地の保全による野生生物の保全

市内に残る貴重な緑地を保全するため、上山口堀口天満天神社周辺里山保全地域やくぬぎ山特別緑地保全地区等の指定区域の拡大、公有地化により樹林地の保全を図りました。

○環境にやさしい農業の推進

農薬やプラスチック系農業資材の使用量削減を図り、環境負荷を軽減するため、フェロモントラップ、緑肥、生分解性マルチフィルム等の導入費用を助成しました。



■フェロモントラップ

2-2-3 希少な野生生物種の保全

○市内における野生生物の生息・生育状況の把握

「生物多様性ところざわ戦略」の策定の基礎資料とするための動植物調査と三ヶ島二丁目里山保全地域にて保全管理計画を策定するための動植物調査を実施し、希少種等について把握しました。

○ミヤコタナゴの保護

絶滅危惧種で国指定天然記念物のミヤコタナゴを保護し、人工増殖による種の保存の取組みを行うとともに環境学習等の教材として活用しています。



■国指定天然記念物ミヤコタナゴ

2-2-4 外来種等への対応

○特定外来生物の防除

本市では特定外来生物に認定されているアライグマやカミツキガメの防除に努めています。これらの生物は生態系、人の命や身体、農業等に影響を与えるおそれがあるため、特にアライグマについては「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、90頭の防除を行いました。

2-2-5 動物の愛護と適正な管理の強化

○犬の登録・狂犬病予防注射の管理

狂犬病の発生を予防するため、犬の登録と狂犬病予防注射について管理を行っています。

2020年度登録頭数：15,248頭

狂犬病予防注射頭数：10,694頭（動物病院での接種も含む）

また、狂犬病予防注射接種の促進を図るため、集合狂犬病予防注射を実施しています。2020年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、市内9会場のみの実施となり、447頭に接種を行いました。

○飼い方教室等の開催

犬については、飼い主のマナー及びモラルの向上を図るため啓発看板の作成や、狭山保健所管内所沢狂犬病予防協会と連携した「犬の飼い方教室」の開催を行っています。2020年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い1回のみで開催となり、15名の参加がありました。また、啓発看板については、462枚配布しました。

猫については、「所沢市飼い主のいる猫の適正飼養と飼い主のいない猫対策ガイドライン」の周知のため、「飼い主のいない猫対策セミナー」を年1回開催しています。2020年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、中止となりました。

○さくらねこ無料不妊手術事業

公益財団法人動物基金の「さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」に参加し、無料不妊手術チケットを市民ボランティアに配布して不妊去勢をすることにより、野良猫の数を徐々に減らし、野良猫による生活環境への被害を軽減するとともに、動物飼養のマナー向上を図ることを目的としています。さくらねこ無料不妊手術チケットを利用して、300件の不妊去勢手術を行いました。

2-3 みどりの保全

2-3-1 貴重なみどりの保全

○所沢市農地サポート事業

高齢化や後継者不足等により農業経営規模の縮小意向を持つ農業従事者から、農業経営規模拡大意向を持つ農業者や新規就農者へ売買・貸借したい農地を取り次ぎ、農地の流動化を図っています。

○所沢市水とみどりがつくるネットワーク計画策定事業

歩くことを大切にした「人を中心にしたまちづくり」の実現を目指し、主要な河川である砂川堀・東川・柳瀬川とところざわサクラタウン・中心市街地・狭山丘陵をつなぐ散策路を設定し、みどりの回廊をつくります。計画を推進することにより、人々が地域のみどり・歴史・文化に触れ、感じることで、新たな人の流れが生まれ、その相乗効果として地域産業の活性化や文化の広域的な交流、所沢ブランド向上等の原動力になることを目的としています。

2020年度は「所沢市水とみどりがつくるネットワーク計画」を策定し、計画の進行管理を開始しました。計画の推進にあたり、各課で個別の事業をそれぞれに実施するだけでなく、水とみどりがつくるネットワークを構築するという共通の将来像を関係者で共有し、連携しながら一体的に取り組むため、庁内関係各課で組織する庁内調整会議（みどりトコトコ・プロジェクト会議）を開催しました。

2-3-2 街中のみどりの創出

○みどりの基本計画推進事業

みどりの基本計画は都市緑地法第4条の規定に基づき定めた本市のみどりに関する総合的な計画であり、2019年4月に改訂を行いました。

○所沢カルチャーパーク築造事業

所沢カルチャーパークの用地を1筆(2,014㎡)取得しました。



■カルチャーパーク

2-3-3 河川・湿地の保全

○河川・水路維持管理事業

河川・水路の環境を保全するため除草及び清掃を実施しました。また、「ふるさとの川再生事業」および「水辺のサポーター」の登録団体も、河川・水路の清掃等の美化活動を実施しました。

2020年度実績

実施した水路等の除草面積：39,935㎡

実施した水路等の清掃延長：5,641m

「ふるさとの川再生事業」および「水辺のサポーター」登録団体数：9団体

第3節 循環型社会の形成

環境指標の達成状況

指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況					最終目標値
			2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2028年
不法投棄物量	t	減少	26.0	25.2	24.8	24.4	24.0	23.6	21.6
				21.9	12.9				
				○	○				

※「市民1人当たりのごみ排出量」「ごみ焼却発電による電気使用量削減率」はP15 第2章 第3節 資源循環プロジェクト参照

【現状及び課題】

◆相対的な不法投棄防止対策に関する取組みの結果を図る「不法投棄物量」の目標を達成

「不法投棄物量」については目標を達成しました。今後も引き続き、不法投棄多発地域の不法投棄防止パトロールを実施し、新たな不法投棄を未然に防ぐよう努めます。

主な施策の実施状況

3-1 『もったいない』社会の形成

3-1-1 リデュース・リユースの推進

○広報におけるプラスチックごみ削減啓発

「広報ところざわ」2020年7月号～9月号にて、プラスチックごみ問題の連載記事を掲載し、プラスチックごみ削減に向けて啓発を図りました。

海のカメラさんと考える 脱プラな暮らし*

資源循環推進課 2998-9146

あなたは大丈夫？
知らないうちにごみを海に流出させているかも！

海なし県の所沢市民の暮らしも、川を通じて海につながっています。ポイ捨てをしない、正しいごみの分別・処理ができていても、知らないうちにプラごみを海に流してしまっているかもしれないことを、ご存じですか？

プラスチックは太陽の光に含まれる紫外線などで劣化し、小さな破片になっていきます。

洗濯物を干している時、洗濯ばさみが欠けてかけらが飛び散った
古い玄関マットや人工芝を踏んだら、ぼろぼろとくずが出た
こんな時、発生したプラスチックごみのかけらが風で飛ばされて、川から海に流れ出ているかもしれません。劣化が見られたら、早めに新しいものに替えましょう。
交換の時にステンレスやアルミニウム製のものにすれば、プラごみの発生抑制にも繋がります。

こんなこと、思っていないですか？
海洋プラスチックごみ問題？自分には関係なさそうだな…

プラごみが海に流出？ポイ捨てなんてしないから、自分は大丈夫！

「スマート」にプラスチックと付き合おう

レジ袋の有料化が始まって約2カ月が過ぎました。マイバッグの持ち歩きには慣れましたか？レジ袋の不要を伝えられるカードを作成しました。ぜひ切り取ってご利用ください！

使い方の例
お財布などに入れて持ち歩き、店員さんに提示する
マイバッグに付ける。

レジ袋いりません
マイバッグを持っています
私はプラスチックごみの削減に取り組んでいます

Plastics Smart
海洋プラスチックごみ問題への取り組みを応援し、広げていくためのマーク、「プラスチック・スマート」。スマートは「賢い」を意味します。このマークは「プラごみ問題に取り組んでいるよ」の意思表示。個人・企業・団体・行政など、それぞれが取り組みを続けることが大切です。

■「広報ところざわ」2020年9月号

○食品ロスゼロのまち推進事業

※P16 第2章 第3節 資源循環プロジェクト参照

○もったいないの心の醸成

ごみを出さない仕組みとして再使用及び再生利用の意識を促すため、木製家具の頒布、東所沢エコステーション及び地区ごとに行っている「もったいない市」で出された古着・古布類及び陶磁器について回収し、リユース可能なものの常設頒布を行っています。また、市内小中学校に対して「3R 啓発ポスター」の募集や、市内各小学校4年生向けに副読本「わたしたちのくらしのごみ」を作成・配布し、環境意識の向上に努めています。

3-1-2 リサイクルの推進

○集団資源回収事業報償金の交付

自主的に資源回収を実施する非営利の市民団体に報償金を交付することで、ごみ減量及び資源化を推進しています。報償金は回収実績に応じて1キログラムあたり6円を交付しています。（生きびんのみ1本6円）
（2020年度登録団体数：482団体）

○公共工事等における建築資材のリサイクル品・再用品の活用

北野下富線道路築造事業における市道3-575号線から主要地方道所沢狭山線までの延長862m（3工区）の区間の道路工事、及び松葉道北岩岡線道路築造事業における市道3-1124号線から北野下富線までの延長526mの区間のうち、延長300mの区間の道路工事において、路盤や構造物の基礎材料としてリサイクル品・再用品を利用しました。

また、工事及び修繕において、再生切込碎石、再生粒調碎石、再生砂、再生アスファルトコンクリート等を使用し、廃棄物についても適正に処理を行いました。

3-1-3 災害時のごみ処理システムの強化

○災害廃棄物処理計画の策定

2019年度に、所沢市廃棄物減量等推進審議会の開催や、パブリックコメントを実施してご意見を諮りながら、非常災害時に著しく多量に排出されるおそれのある災害廃棄物を適切かつ迅速に処理するための体制や必要事項等について平時から定めておくための「災害廃棄物処理計画」を策定しました。

3-2 ごみ処理の低炭素化の推進

3-2-1 低炭素型廃棄物処理施設の運営

○東部クリーンセンターの延命化工事

※P16 第2章 第3節 資源循環プロジェクト参照

3-2-2 未利用エネルギーの活用

○東部クリーンセンターの延命化工事

※P16 第2章 第3節 資源循環プロジェクト参照

3-3 ごみの適正な処理の推進

3-3-1 ごみの適正な処理の推進

○不法投棄防止パトロールの実施

不法投棄多発地域をパトロールし、不法投棄物を撤去することで、地域の環境保全を維持し、新たな不法投棄を未然に防ぐよう努めています。

2020年度の巡回パトロールによる不法廃棄物撤去量は、約11.9t（634箇所）でした。

第4節 大気・水環境等の保全

環境指標の達成状況

指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況					最終目標値
			2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2028年
大気規制対象事業所のばい煙にかかる排出基準適合率	%	維持	100	100	100	100	100	100	100
				100.0	100.0				
				○	○				
水環境にかかる環境管理目標の達成率	%	維持	100	100	100	100	100	100	100
				100.0	100.0				
				○	○				
土壌汚染拡散防止率	%	増加	87.0	基準値以上					基準値以上
				91.0	96.0				
				○	○				
苦情相談解決率	%	増加	93.2	基準値以上					基準値以上
				80.9	96.5				
				×	○				
化学物質排出量	t	減少	26.5	基準値以下					基準値以下
				22.6	22.1				
				○	○				

【現状及び課題】

◆大気・土壌・水質汚染に係る目標指標は全て達成

全ての目標指標を達成しており、健康で安心して暮らせる環境づくりが順調に進んでいると考えられます。大気汚染状況の常時監視では、指標項目ではない光化学オキシダント1項目のみ環境基準を達成できませんでしたが、その他の環境基準は概ね達成しました。引き続き大気・水環境の保全に努めます。

主な施策の実施状況

4-1 大気環境の保全

4-1-1 大気環境の保全

○大気汚染状況の常時監視

二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質等の大気汚染物質について、「環境大気常時監視マニュアル」等に基づき、市内5常時監視測定局（一般局：東所沢・北野・中富、自排局：航空公園・和ヶ原）において常時監視機器を用い、計測・調査を行っています。2020年度の大気汚染に係る環境基準の達成状況につきましては、概ね達成しましたが、光化学オキシダント1項目のみ環境基準を達成できていません。

○大気規制対象事業所検査

ばい煙の排出状況や施設の管理状況などの遵守状況を以下のとおり検査しました。（ばい煙排出状況の行政検査や報告の徴取を含みます。）

- ①検査計画の作成
- ②対象事業所への報告徴取の実施（規制基準への適合状況）
- ③大量ばい煙発生施設や規制基準の適合状況が思わしくない事業所への立入検査の実施
- ④規制基準に適合しない事業所等への改善指導、また規制対象事業所への立入検査の実施

第4節 大気・水環境等の保全

■大気汚染防止法等に基づく規制対象施設の立入検査状況（2020年度）

[延べ数]

	届出数	立入検査数	備 考
	上段：事業所数 下段：施設数	上段：事業所数 下段：施設数	
ばい煙発生施設 [ボイラー、金属溶解炉、廃棄物焼却炉等の一定規模以上のもの]	126 246	2 4	K値規制、濃度規制、総量規制等 排ガス測定 4件、報告徴取180件
一般粉じん発生施設 [鉱物又は土石の堆積場等の一定規模以上のもの]	7 40	0 0	管理基準
特定粉じん排出等作業(※1) [一定濃度以上の石綿が使用されているものの解体、改造及び補修工事]	18 18	18 18	作業基準（アスベスト）
水銀排出施設 [廃棄物焼却炉等の一定規模以上のもの]	2 4	2 4	濃度規制（水銀及びその化合物） 排ガス測定 4件
特定施設（大気基準適用施設） [廃棄物焼却炉等の一定規模以上のもの]	2 4	2 4	濃度規制（ダイオキシン類） 排ガス測定 4件
指定粉じん発生施設 [セメント製造のバッチャープラント等]	14 59	0 0	管理基準
指定炭化水素類発生施設 [燃料の地下タンク等で一定規模以上のもの]	31 77	0 0	構造基準
指定届出施設 [廃棄物焼却炉]	24 30	24 30	濃度規制、構造・維持管理基準 排ガス測定 8件

※1 特定粉じん排出等作業については、届出数においては、上段：届出件数、下段：作業件数、立入検査数においては、上段：事業所数、下段：作業件数である。

4-2 水環境の保全

4-2-1 水環境の保全

○公共用水域等汚濁状況の常時監視

埼玉県及び所沢市が定めた公共用水域水質測定計画に基づき、pHなどの生活環境項目、カドミウム等の健康項目等について、市内主要河川の水質と河川底質の調査を行っています。

■生物化学的酸素要求量(BOD)の経年変化

(単位:mg/l)

水域名	採水地点	生物化学的酸素要求量（BOD）の年平均値					生物化学的酸素要求量（BOD）の75%値				
		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
柳瀬川 (C類型)	① 高橋	2.0	1.8	1.7	1.9	1.2	2.2	2.2	1.9	1.9	1.5
	② 西ヶ谷戸橋	2.0	2.5	1.6	1.8	1.5	2.8	2.5	1.7	2.2	1.8
	③ 樋の坪橋	1.3	1.5	1.4	1.9	1.3	1.5	1.9	1.3	2.3	1.4
	④ 二柳橋	1.3	1.2	1.3	1.8	1.2	1.6	1.3	1.5	2.5	1.4
	⑤ 松戸橋	1.2	1.1	0.9	1.9	1.2	1.3	1.2	1.1	1.9	1.5
	⑥ 清瀬橋下流	0.9	1.0	0.7	1.8	1.8	1.1	1.1	0.8	1.9	1.9
	⑦ 清柳橋	0.9	0.9	0.6	1.6	1.2	1.1	1.0	0.6	2.1	1.5
東 川	⑧ 狭山湖橋	9.8	8.1	8.2	5.9	7.7	11	11	8.8	6.8	11
	⑨ 弘法橋	2.1	2.1	1.8	2.3	1.8	2.1	2.1	2.6	2.7	2.1
	⑩ 中橋	3.0	1.7	2.1	2.1	2.4	4.1	2.1	2.4	2.6	1.9
	⑪ 城下橋	1.0	1.1	0.7	1.8	1.3	1.1	1.0	0.9	2.1	1.3
不老川 (C類型)	⑫ 金井沢橋	2.9	4.0	3.5	2.9	1.5	3.4	5.0	3.8	3.7	1.8

※生物化学的酸素要求量(BOD)の75%値は、環境基準の適合判断に用いられています。

○水質規制対象事業所検査

排出水の状況や施設の管理状況など、法令に基づき、その遵守状況を検査しました。

- ①検査計画の作成
- ②対象事業所への立入検査の実施
- ③採水した水質・施設の稼働状況・自主測定結果について規制基準との適合状況の確認
- ④規制基準に適合しない事業所等への改善指導

また、立入検査により各事業所から公共用水域へ排出される汚濁物質を削減し、水質汚濁を防止しています。

第4節 大気・水環境等の保全

4-2-2 健全な水循環の推進

○適切な農地の利用

農地法に基づき市内全域の農地利用状況調査を行い、遊休農地や遊休農地になるおそれがある農地について、除草や耕作再開の指導、利用意向調査の実施及び新たな担い手への貸し付けの促進等を行っています。

4-3 土壌・地盤環境の保全

4-3-1 土壌汚染対策等の推進

○土壌汚染・土砂たい積対策事業に関する事務

土壌汚染対策法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、3,000m²以上の土地の改変や過去に有害物質を取扱っていた施設があった場合などに届出を受理しています。また、たい積に関しては市の条例に基づき、500m²以上3,000m²未満の土地に土砂をたい積する場合に申請してもらっています。

4-3-2 地盤沈下対策の推進

本市の地盤沈下は、近年沈静化しており、2019年1月1日から2020年1月1日までの観測地点における平均沈下量は-6.4mmでした。

4-4 生活環境対策の推進

4-4-1 騒音・振動及び悪臭対策等の推進

○騒音・振動の防止に係る啓発

騒音による公害防止を目的として、騒音測定器を貸し出しています。

(2020年度貸出件数：14件)

○北野下富線道路築造事業

2020年12月に供用開始した、市道3-575号線から主要地方道所沢狭山線までの延長862m(3工区)の区間の道路舗装として、排水性舗装というアスファルト合材を使用しています。道路表面の微小な隙間から雨水が排水されることで路面の安全性が向上し、タイヤと路面が接する音も隙間に入り込むことで騒音が抑制されます。

4-4-2 公害等苦情相談の対応

○公害等苦情相談事業

騒音、振動、悪臭をはじめとする各種公害にかかる苦情相談を電話・メール・窓口等を通して受け付け、苦情発生源の調査、指導、助言等を行い解決を図っています。

[2020年度相談件数] 113件

大気汚染：4件 騒音：29件 振動：3件 悪臭：77件 その他：0件

4-4-3 ヒートアイランド対策の推進

※P12 第2章 第1節 低炭素プロジェクト参照

4-5 化学物質の環境リスクの管理

4-5-1 化学物質の管理の強化

○特定化学物質排出量等把握に関する事務

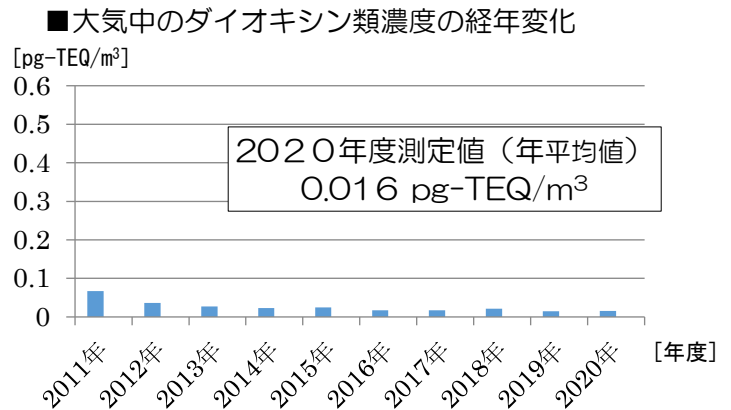
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について市内の対象事業者の環境への排出量・移動量・取扱量を集計しています。

4-5-2 ダイオキシン類等の対策の推進

○ダイオキシン類による汚染状況の常時監視事業

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質及び土壌のダイオキシン類の調査を行っています。

2020年度の調査では、大気、水質、土壌ともすべての調査地点でダイオキシン類の環境基準を達成しています。



○放射性物質による環境汚染の監視・対処

市内の放射線量を定期的に測定し、その結果等の情報を市民に公表するとともに、市民への測定器貸出や相談などの対応を行っています。各測定において、測定値を基にして年間換算値を算出したところ、国際放射線防護委員会（ICRP）による一般の人の平常時の放射線量の限度（自然放射線等を除く）である年間1mSv（ミリシーベルト）を下回っていました。

■空間放射線量の測定結果の概要（2020年度）

測定日	測定値(単位：μSv/h)	年間換算値(単位：mSv/年)
2020年4月9日	0.02~0.04	0.11~0.21
5月15日	0.02~0.05	0.11~0.26
6月11日	0.02~0.05	0.11~0.26
7月9日	0.02~0.05	0.11~0.26
8月6日	0.02~0.05	0.11~0.26
9月10日	0.02~0.05	0.11~0.26
10月13日	0.02~0.05	0.11~0.26
11月20日	0.03~0.05	0.16~0.26
12月10日	0.03~0.05	0.16~0.26
2021年1月14日	0.03~0.05	0.16~0.26
2月12日	0.02~0.05	0.11~0.26
3月13日	0.02~0.05	0.11~0.26

第5節 魅力的な都市環境の創造

環境指標の達成状況

指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況					最終目標値
				2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	
住宅・住環境に関する施策の満足度	%	増加	—	66	66.5	67	67.5	68	70
				42.9	47.5				
				×	×				
市民1人当たりの公園面積 (オープンスペースの確保)	m ² ／ 人	増加	4.11	4.15	4.19	4.23	4.27	4.32	4.61
				4.13	4.15				
				×	×				

【現状及び課題】

◆増加傾向であるものの、目標達成には至らず

住まいに関する相談体制等の整備や情報提供が不十分だったため、「住宅・住環境に関する施策の満足度」は目標達成には至りませんでした。今後は、多様化する住宅需要や新たな社会ニーズに柔軟に対応した住宅施策の構築を検討していきます。また、「市民1人当たりの公園面積」も目標達成には至りませんでした。所沢カルチャーパーク築造事業に関し、当初の計画通りに用地取得の進捗が図れなかったことが原因として考えられます。引き続き都市公園の整備に関して用地取得の交渉などを継続的に進めていきます。

※第6次所沢市総合計画前期基本計画の指標項目と整合を図るため、指標項目の捉え方を変更しています。

主な施策の実施状況

5-1 美しいまちづくりの推進

5-1-1 景観の保全と形成

○景観まちづくり推進事業

景観法及び所沢市ひと・まち・みどりの景観計画・条例に基づき、届出審査による街並みやみどりと調和した色彩の指導を行いました。また、大規模土地取引行為の届出時には、景観計画に基づき良好な景観の保全等を図るよう計画段階での指導を行いました。

5-1-2 清潔なまちづくりの推進

○歩きたばこの防止啓発事業

所沢市環境推進員連絡協議会との共催で、7月と11月に市内8駅（所沢駅、新所沢駅、小手指駅、航空公園駅、西所沢駅、狭山ヶ丘駅、下山口駅、東所沢駅）の14出口にのぼり旗を立て、啓発物のティッシュを配布し、駅周辺のポイ捨て・吸い殻等の清掃活動を行うことで駅利用者や通行者に対して歩きたばこやポイ捨ての防止を呼びかけ、喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図るものです。毎年7月のキャンペーンは、埼玉県西部地域まちづくり協議会構成市（飯能市、狭山市、入間市、日高市、所沢市）の5市共同で実施していますが、2020年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い中止となりました。

また、路上喫煙禁止地区内において、路上喫煙の禁止に係るマナーの向上が図られているかどうかの調査を

第5節 魅力的な都市環境の創造

行っています。所沢プロペ通り、東所沢駅前通り、ハナミズキ通り、けやき並木通りにおいて、朝夕1時間程度通行者に対する喫煙者の人数を数え、違反者に対し指導を行ったほか、市内喫煙所を回り、必要な場合は声かけを行いました。

○あき地の雑草除去指導事業

あき地台帳による一斉指導として、近隣住民から恒常的に雑草除去の相談がよせられているあき地138箇所について、春から秋にかけて年5回定期的に見回りをして、指導したあき地81箇所のうち63箇所が改善して、改善率は78%となりました。

また、市民から寄せられた雑草に関する苦情相談延べ61箇所のうち55箇所が改善して、改善率は90%となりました。

○路上違反広告物除去事業

良好な景観を形成するため、屋外広告物の除去を行っています。

委託による除去：2,821枚 推進員等による除去：12枚

5-1-3 歴史・文化的環境の保全と活用

○歴史的建造物整備活用事業

寿町に所在する国登録有形文化財「秋田家住宅」の整備に加え、かつて中心市街地にあり現在市が保管している歴史的建造物解体部材を活用した事業を検討します。



■国登録有形文化財「秋田家住宅」

○文化財保護意識の啓発

小野家住宅の公開や「ところざわ文化遺産」発行などを通じて、文化財保護意識の啓発に努めました。

5-2 安全・安心なまちづくりの推進

5-2-1 オープンスペースの確保

○市街地におけるイベント用オープンスペースの確保

東町及び日吉町の一部を区域とする日東地区の一部では、組合施行による市街地再開発事業が行われており、2019年1月から施設建築物の建築工事に着手しています。市街地再開発事業において都市計画道路中央通り線及び都市計画道路所沢浦和線を拡幅整備することにより、イベント等に活用できる歩道状空地（オープンスペース）を整備する予定です。

○子ども広場設置・整備費補助金の交付

地域児童の健全な育成を図るため、自治会等が子ども広場を設置又は整備した場合、自治会等からの申請により、補助金交付要綱に基づき補助金を交付しています。

（2020年度実績：補助件数6件/補助金額合計610,000円）

5-2-2 交通環境の整備

○道路安全施設整備事業

交通事故発生危険箇所に、道路反射鏡や道路区画線などを設置し適切に管理を行い、通行の安全を確保しています。

道路反射鏡の設置及び修繕	76基
路面標示（グリーンベルト等）等の延長	17,284.1m
その他の交通安全施設（看板・ポストコーン等）の設置	86箇所

○交通安全教育推進事業

交通事故を未然に防ぎ、減少させるため、児童・生徒及び高齢者に対して交通安全教室等の実施及び小学校通学路の危険箇所等に交通指導員を配置し、立哨指導を行っています。

また、福祉施設での交通啓発活動及び高齢者自転車免許制度に基づく講習を実施しています。

○交通遺児対策事業

交通事故により保護者を失った遺児に対し遺児手当及び奨学金を支給しています。

交通遺児手当：義務教育終了までの期間、遺児一人に対し月額5,000円を支給する。

奨学金：遺児一人に対し、小学校及び中学校入学者に50,000円を、高等学校入学者に80,000円を支給する。

○交通安全運動推進事業

所沢市交通安全推進協議会加盟団体と協力し、交通安全パレードや街頭における交通安全啓発活動等を実施しています。また、広報紙や市ホームページ等を利用して交通安全啓発活動を行っています。

○交通災害共済事業

加入者の相互扶助により、交通事故による災害を受けた方へ見舞金を支給しています。そのため、毎年共済加入者を募集し、その会費収入を原資として、交通事故により災害に遭った会員に死亡又は傷害の程度に応じて見舞金を支給することで、市民の生活の安定と福祉の増進に寄与しています。

5-2-3 人と環境に配慮した都市空間の整備

○市内循環バス（ところバス）運行事業

市民の公共施設利用の利便性向上、市内の交通不便地域の解消及び高齢者・障害者をはじめとする市民の交通の利便性を図ることを目的とし、市内の4路線6コースにおいて、1日計54便のバスを運行しています。

また、三ヶ島地区で2021年4月から「ところワゴン」の運行を開始するため、準備を進めました。

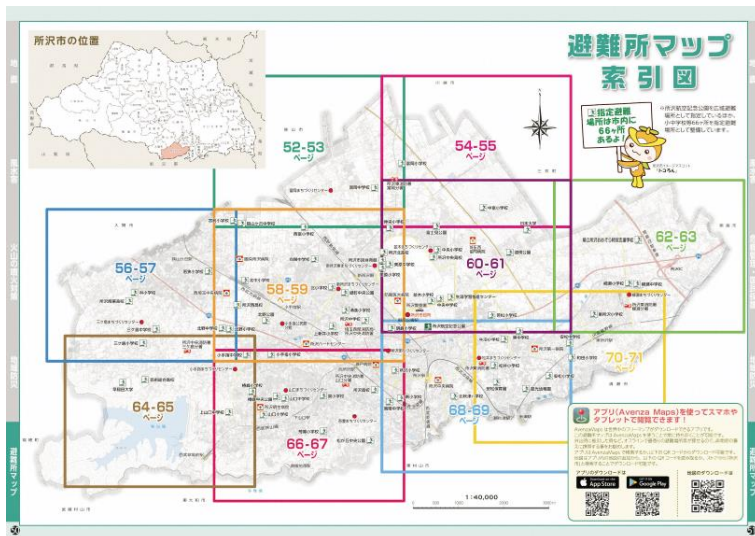
○低炭素建築物認定事務

都市の低炭素化の促進に関する法令に基づき、23件の認定を行いました。

5-2-4 災害対策の充実

○防災ガイド・避難所マップの配布

災害に備える為、各家庭でできる風水害時の避難方法や浸水防止策、備蓄について、市民への防災啓発冊子として全戸配布している「防災ガイド・避難所マップ」を随時改訂しています。



■避難所マップ 索引図



■防災ガイド・避難所マップ

○上下水道局庁舎防災機能強化事業

災害等により停電が発生した場合でも、上下水道局庁舎において業務が継続できるよう局庁舎に太陽光パネル（23.7kW）及び蓄電池を設置しました。防災機能の強化を図り、併せて平時における温室効果ガスの排出量も削減します。

○カルチャーパーク及び公園の整備

所沢カルチャーパーク内に防火水槽を設置しました。また、地域防災計画に記載の6公園に設置しているLED太陽灯・蓄電池の点検も随時行っています。

○日東地区の整備

東町及び日吉町の一部を区域とする日東地区については、道路等の都市基盤が脆弱なため、緊急車両の進入が難しいなどの防災面での課題があり、また、所沢駅近接の商業地域にふさわしい土地利用が図られていない状況にあります。そのため、地区内の骨格となる道路を整備することにより、消防活動困難区域を解消し防災性の向上を図るとともに、沿道における民間主導の新たな土地利用や街の賑わい、思わず歩きたくなる空間の創出につなげることを目的とし、権利者との交渉や関係機関との協議等を行っています。

第6節 ともに進める『善きふるさと所沢』の環境づくり

環境指標の達成状況

指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況					最終目標値
			2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2028年
市ホームページ及びSNSによる環境情報の発信件数	件	増加	1,420	1,800	2,000	2,200	2,400	2,600	3,600
				1,380	1,889				
				×	×				

※「環境学習関連事業の参加者数」はP17 第2章 第4節 協働・学習プロジェクト参照

【現状及び課題】

◆SNSのフォロワーは増えたが、発信件数目標は未達成

目標達成には至りませんでした。SNSのフォロワー数も増加しており、様々なターゲットに向けて情報を発信することができています。今後も発信内容の強化は勿論、発信件数の増加に向けSNSによる環境情報を計画的に発信します。

主な施策の実施状況

6-1 環境づくり・人づくりの推進

6-1-1 持続可能な環境づくりの推進

○国際都市間協カプログラム（IUCプログラム）

欧州連合（EU）の都市と世界各国の都市がペアを組み、取組み分野を決め、相互訪問や会議等を通じてお互いの都市の課題や成功事例を共有しながら、持続可能な都市の実現に向け連携協力を実施するプログラムです。2020年度は、EUのペア都市（スロバキア共和国・ブラチスラバ市）とWEB会議やパイロットプロジェクト作成を行いました。



■IUC-U-CAPプレゼンテーション資料

○世界首長誓約/日本

持続可能なエネルギーの推進、国の削減目標以上の温室効果ガス削減、気候変動影響への適応に取り組むことにより、持続可能かつ強靱な地域づくりを目指すと同時に、パリ協定の目標達成に地域から貢献しようとする世界的な取組みです。

2020年度は、2度のWEB会議にて所沢市の取組みを発表すると共に、世界や日本の誓約自治体とのディスカッションをしました。

○所沢市マネジメントシステム推進事業

契約時に契約書に添付する「環境配慮事項等伝達書」の項目数を、従前の5項目から6項目に変更し、「低炭素社会の構築」など文言を更新しました。

また、所沢市マネジメントシステム（TMS）推進指針及び各行政評価において「SDGsへの貢献」を追記しました。

第6節 ともに進める『善きふるさと所沢』の環境づくり

6-1-2 環境教育・環境学習の推進

OECD 調査研究協議会

ESD（持続可能な開発のための教育）調査研究協会では、今行っている授業をどう変えれば ESD の授業になるのか、という問いを持ちながら、授業改善の視点での調査研究を行っています。

2020 年度は協議委員の実践報告（電子書籍の作成・周知）を通じて、市内小・中学校の教職員への普及・啓発を行いました。また、ESD の第一線で活躍する指導者から、研修会においてSDGsに関連付けた講演をいただきました。

○地球にやさしいこどもサミット

※P18 第2章 第4節 協働・学習プロジェクト参照

○所沢市生涯学習まちづくり出前講座の実施

市では、10人以上で構成された団体等の申請に応じて、市の職員を講師として派遣し、行政課題への対応や市政の状況等について情報を提供する「所沢市生涯学習まちづくり出前講座」を実施しています。2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、受付件数は13件、開催回数は7件、参加者総数は96人で、その内、環境に関する出前講座の開催回数は1件、参加者総数は10人と例年より大きく減少しました。

○小中学生に向けた出前講座

子どもの環境学習の機会を創出するため、小中学校で環境に係る出前講座を行っています。

[2020 年度実績]

- ・「環境行動で SDGs のゴールを目指して」
三ヶ島中学校2年生
南陵中学校1年生
- ・「かんきょうもんだいとわたしたちにできること」
北小学校4年生



■北小学校で実施したワークショップの様子

○小学生用環境教育副読本「わたしたちの環境」の改訂

5年生を対象に市内小学校に配布していた「わたしたちの環境」の内容を刷新しました。新学習指導要領との整合性を高めると共に、児童がより環境問題を自分事として考える事ができるよう工夫しています。また小学校の授業の教材としても活用できるよう、対象を4～6年生に変更しました。それに伴い、イラストや写真も増やし、より興味を惹きやすいデザインとしています。

○市の初級職員に対する環境研修

初級職員研修の一環として所沢市の環境行政を学ぶことで、市民の視点から環境行政に関する問題意識を啓発すること、担当部門だけでなく、職員一人ひとりの課題として認識することを目的としています。



■わたしたちの環境

6-1-3 環境保全活動の推進

○自治会・町内会への支援

所沢市では、「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」に基づき、地域活動の中心的な役割を担う自治会・町内会への加入と参加の促進を図るとともに自治会・町内会の活動を支援しています。

自治会・町内会活動の重要性を周知するパンフレットを作成し、主に転入者へ配布したほか、「広報ところざわ」で各地区の活動を紹介するなど、自治会等への加入と参加の促進を図りました。

○環境推進員による活動

地域での環境保全活動を推進するために、市から委嘱を受けたおよそ1,091名が所沢市環境推進員として、リーダー的立場で生活環境保全活動に積極的に取り組んでいます。主な活動として、「環境美化の日」市内一斉美化清掃活動、ごみ減量・リサイクルの推進活動、歩きたばこ等防止啓発活動などが挙げられます。また、環境推進員の資質向上を図るため、環境講演会の開催、視察研修会の実施や会報の発行など、積極的に事業を実施しています。

○所沢市アダプト・プログラム

所沢市では、環境美化活動として“アダプト・プログラム”を実施しています。アダプト（ADAPT）とは、英語で「～を養子にする」という意味です。道路、公園、緑地、河川・水路等の市が管理する一定区画の公共空間を養子にみだて、市民が里親となって養子の美化（清掃）を行い、行政が支援するという美化活動です。

（2020年度登録団体数：41団体）

6-2 環境情報の整備と共有化の推進

6-2-1 環境情報の体系的な整備

○環境情報の体系的な整備

市民や事業者が情報にアクセスしたいときに、わかりやすい形でアクセスできるよう、体系的な情報整備を行っています。

6-2-2 環境情報の共有化の推進

○ゼロカーボンシティの普及啓発

ゼロカーボンシティ宣言について市民に広く普及啓発するため、横断幕・懸垂幕・のぼり旗・ポスターを作成し、公共施設に掲示しています。



■ゼロカーボンシティ横断幕（市役所本庁舎1階市民ホールに掲示）

第6節 ともに進める『善きふるさと所沢』の環境づくり

○広報による情報提供及び啓発

再生可能エネルギーの普及や利用の重要性について、分かりやすく説明し、市民ができる取組みの一助とするため、2020年度広報ところざわ12月号にて市民ができる再生可能エネルギーの普及や利用の取組みについての特集を掲載しました。

読者アンケートでは、「地球温暖化を身近に感じ、更に迫っている感じがした」「環境について考えて取り組みたい」「新しい電気を考えるきっかけとなった」等の感想が寄せられました。



■「広報ところざわ」2020年12月号

第4章 温暖化対策実行計画の実施状況

所沢市地球温暖化対策実行計画について

■計画の概要

本市の地球温暖化対策を具体的に推進するため、「所沢市地球温暖化対策実行計画」を策定し、より実効的な取組を市民・事業者と協働により推進し、市域から排出される温室効果ガス排出量の削減を図っています。

本計画は、市の事務・事業における温室効果ガス排出量の削減等に関する「事務事業編」と、市域における温室効果ガスの排出の抑制等に関する「区域施策編」の2つから編成され、下記のとおりそれぞれ削減目標を掲げ、その達成を目指しています。

○事務事業編

市の事務・事業における温室効果ガス排出量は2013年度を基準に、2028年度までに、35.3%削減することを目標としています。これは国の削減目標を市の計画期間に応じた削減目標としたものです。

○区域施策編

市域における温室効果ガス排出量では、段階的な温室効果ガス排出量の削減を図るため、短期目標と長期目標を国の削減目標にあわせ、それぞれ設定しています。区域施策編では、国と県の取組を前提として、更に市の取組を進めることで、目標の達成を目指しています。

2013年度を基準に、短期目標として2028年度までに22.9%削減、長期目標として2050年度までに、80%削減することを目標としています。

■2020年度温室効果ガス排出量（速報）の概要

本市の温室効果ガス排出量（事務事業編）は、市有施設への環境にやさしい電力の導入拡大等により、目標値に達した昨年度をさらに上回りました。今後はさらなる取り組みを進めるため、市の事務事業において主要な温室効果ガス排出源となっている、自動車・公共施設・電力の調達について対策を推進します。

市域の温室効果ガス排出量（区域施策編）は、エネルギー消費量や自動車の走行距離の減少等により、年次目標を達成しました。引き続き、特に排出傾向の多い民生家庭部門、民生業務部門及び運輸部門への施策を中心に、効果的な地球温暖化対策を推進します。

I 事務事業編

- 1 温室効果ガス排出量
 - (1) 温室効果ガス排出量全体 48
 - (2) 項目別温室効果ガス排出量の検討 49
- 2 温室効果ガスの削減方針 54

II 区域施策編

- 1 温室効果ガス排出量（速報値）
 - (1) 温室効果ガス排出量全体 56
 - (2) 項目別温室効果ガス排出量の検討 57
- 2 温室効果ガスの削減方針 59

参 考 61

- (1) CO₂排出係数の推移 61
- (2) 太陽光発電システムの設置について 61
- (3) ゼロカーボンシティについて 61

I 事務事業編

1 温室効果ガス排出量

(1) 温室効果ガス排出量全体

本計画は、市の事務・事業から発生する温室効果ガス排出量の削減を目的とし、計画最終年度の2028年度までに35.3%削減（基準年度：2013年度）することを目標としています。

2020年度における本計画の対象となる温室効果ガス排出量（表1注釈参照）をみると、10,192t-CO₂となっており、基準年度と比べてCO₂換算で21,7943t-CO₂（68.1%）を削減し、目標値に達した昨年度をさらに上回りました。これは2018年10月以降、市有施設等での使用電力が再生可能エネルギー比率の高い「(株)ところざわ未来電力」に変更となったことが大きく影響しています（詳細は次項参照）。

なお、基準年度、2019年度及び2020年度の温室効果ガス排出量は表1のとおりです。また、調整後実績の基準年度からの経年変化を図1に示します。

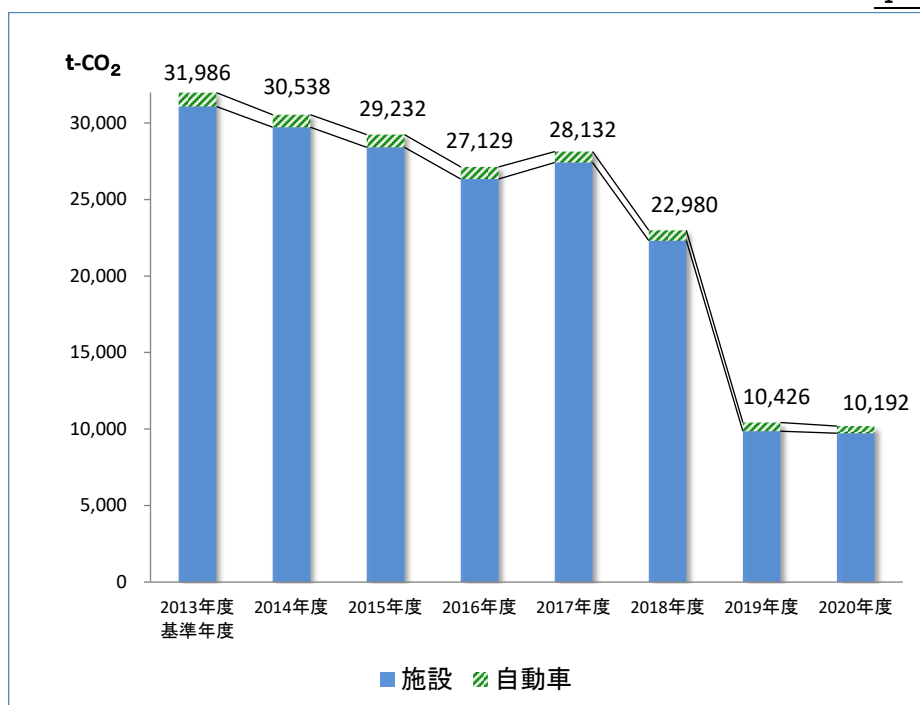
(表1) 温室効果ガス排出量

		2013年度 (基準年度)	2019年度	2020年度
実行計画の対象となる温室効果ガス実績（調整）※	総排出量（t-CO ₂ ）	31,986	10,426	10,192
	対基準年度増減量（t-CO ₂ ）	—	▲ 21,560	▲ 21,794
	対基準年度削減率	—	67.4%	68.1%
	年次目標削減率	—	20.2%	21.9%
総排出量実績	総排出量（t-CO ₂ ）	51,462	35,083	39,413
	対基準年度増減率	—	▲ 32%	▲ 23%

※ 実績（調整）とは、目標管理のための修正を行った数値です。『地球温暖化対策実行計画』上では、一般廃棄物排出量など市が直接的に管理することが困難な項目を分離し、調整後の実績で評価しています。

温室効果ガス排出量の算定に用いる電気の排出係数は、地球温暖化対策の推進法に関する法律施行令第3条第1項第1号口の規定に基づき毎年告示される電気事業者ごとの基礎排出係数を使用しています。以下、この排出係数を「CO₂排出係数」と表記します。

なお、(株)ところざわ未来電力のCO₂排出係数は、再生可能エネルギー比率の高いものであるため、従来の電力と比べて約9割低いCO₂排出係数となっています。（P14参考参照）



【図1】温室効果ガス排出量（調整）の推移

(2) 項目別温室効果ガス排出量の検討

温室効果ガス排出量の項目別（①施設、②自動車、③その他）排出量は、以下のとおりです。

(表2) 項目別温室効果ガス排出量

(単位：t-CO₂)

		2013年度 (基準年度)	2019年度	2020年度	対基準年度 増減量	対基準年度 増減率
①	施設	31,074	9,852	9,719	▲ 21,355	▲ 69%
②	自動車	911	574	473	▲ 438	▲ 48%
③	廃棄物	19,338	24,624	29,197	9,721	50%
	し尿処理	137	33	24	▲ 113	▲ 83%
	医療	1	0	0	▲ 1	▲ 98%
総排出量		51,462	35,083	39,413	▲ 12,466	▲ 24%

※ 小数点以下を四捨五入した各項目の和と総排出量の四捨五入した値が合わない場合があります。

① 施設

施設でのエネルギー使用に伴う温室効果ガス排出量は基準年度と比較して 69% 削減されています。その理由として、次の2つが挙げられます。

1点目として、CO₂排出係数の低い(株)ところざわ未来電力の電気を319施設において利用したことにより、電気使用に伴う温室効果ガス排出量を84%削減できたことです。なお、(株)ところざわ未来電力の導入による削減量は、2020年度分で13,451 t-CO₂と推測され、環境にやさしいCO₂排出係数の低い電気を利用するこ

との効果が大きく表れています（表3参照）。

2点目としては、エネルギー使用量のうち多くを占める電気の使用量が減少したことです（表4、図2参照）。これは、各施設における省エネ機器の導入や、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のための一部施設の休館措置等によるものと推測されます。

一方で、都市ガス、A重油、液化石油ガスの使用量は増加しています。その理由としては、市民文化センターの大規模改修終了による営業再開、一部小中学校でのエアコン稼働開始、新型コロナウイルス感染防止のため換気を行いながら空調を稼働していたことなど複数の要因が考えられます。

（表3）2020年度における(株)ところざわ未来電力の導入効果（推計）

（単位：t-CO₂）

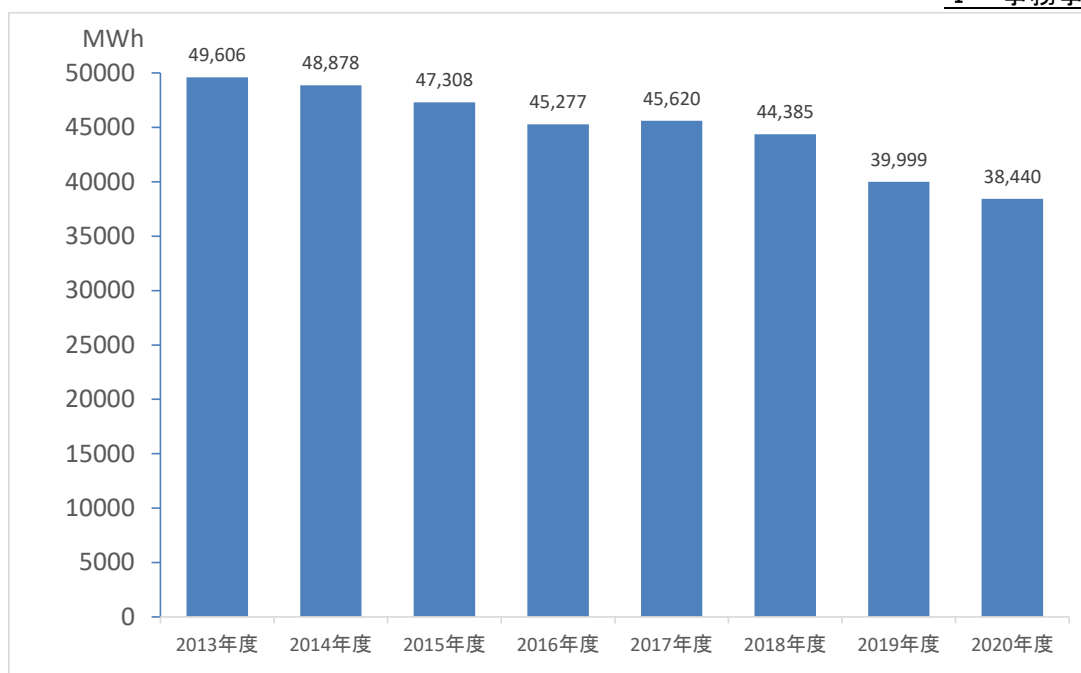
電気使用に伴う施設の温室効果ガス排出量		推定削減量
実績値	環境にやさしい電力を導入しなかった場合の推定値※	
4,117	17,568	13,451

※ 対象施設数：319施設

（表4）全施設のエネルギー使用量

エネルギー使用量		2013年度 (基準年度)	2019年度	2020年度	対基準年度 増減量	対基準年度 増減率	
電気使用量	MWh	49,606	40,000	38,441	▲ 11,166	▲ 23%	
燃料 使用量 ※	都市ガス	k m ³	1,599	1,569	1,707	108	7%
	A重油	kL	407	294	416	9	2%
	灯油	kL	175	163	170	▲ 5	▲ 3%
	液化石油ガス (LPG)	t	87	75	92	5	6%
	軽油	kL	67	22	26	▲ 41	▲ 61%
	ガソリン	kL	2	3	1	▲ 1	▲ 40%

※ 自動車以外の用に供されている燃料。



【図2】電気使用量の推移

(表5) 各エネルギー使用に伴う施設の温室効果ガス排出量

エネルギー使用に伴う温室効果ガス排出量		2013年度 (基準年度)	2019年度	2020年度	対基準年度 増減量	対基準年度 増減率
電気	燃料※ t-CO ₂	25,592	4,845	4,117	▲ 21,475	▲ 84%
都市ガス		3,503	3,522	3,704	202	6%
A重油		1,104	795	1,128	24	2%
灯油		436	405	424	▲ 12	▲ 3%
液化石油ガス (LPG)		261	223	275	14	5%
軽油		173	56	68	▲ 106	▲ 61%
ガソリン		5	6	3	▲ 2	▲ 35%
合計		31,074	9,852	9,719	▲ 21,356	▲ 69%

※ 自動車以外の用に供されている燃料。

＜各部の温室効果ガス排出量＞

基準年度当時の温室効果ガス排出量のうち、約 6 割を占めている施設に着目し、それらを部ごとに比較したものが表 6 です。ほとんどの部において排出量が削減されており、主な理由としては㈱ところざわ未来電力への切替えが挙げられます。

(表 6) 各部の施設における温室効果ガス排出量 (調整) (単位: t-CO₂)

	2013 年度 (基準年度)	2019 年度	2020 年度	対基準年度 増減量	対基準年度 増減率
経営企画部	15	13	12	▲ 3	▲ 18%
総務部	7	6	5	▲ 2	▲ 25%
財務部	1,616	256	240	▲ 1,377	▲ 85%
市民部	3,421	1,789	1,598	▲ 1,823	▲ 53%
福祉部	1,140	1,001	754	▲ 386	▲ 34%
こども未来部	1,055	638	592	▲ 464	▲ 44%
健康推進部	399	79	78	▲ 321	▲ 80%
環境クリーン部	7,618	1,162	1,111	▲ 6,508	▲ 85%
産業経済部	209	78	65	▲ 144	▲ 69%
街づくり計画部	7	12	15	8	106%
建設部	1,987	719	662	▲ 1,325	▲ 67%
医療センター	784	280	281	▲ 503	▲ 64%
上下水道局	4,595	1,149	1,122	▲ 3,473	▲ 76%
教育委員会	8,220	2,668	3,184	▲ 5,036	▲ 61%
合計	31,074	9,852	9,719	▲ 21,355	▲ 69%

- 1) 小数点以下を四捨五入した各項目の和と総排出量の四捨五入した値が合わない場合があります。
- 2) 組織体制に合わせて、施設を保有している組織のみ掲載しています。
- 3) 街づくり計画部の排出量が増加していますが、これは 2017 年 4 月に所沢駅西口区画整理事務所が開設されたことによるものです。

② 自動車

自動車から排出された温室効果ガス排出量は、表 7 のとおり基準年度と比べ減少しています。これは、基準年度と比べ車両台数が減少し、全走行距離が減少したことや低燃費車への買い替え、公用自転車の活用による効果と考えられます。

(表 7) 公用車の使用状況

	2013 年度 (基準年度)	2019 年度	2020 年度	対基準年度 増減量	対基準年度 増減率
車両台数 (台)	413	368	364	▲ 49	▲ 12%
全走行距離 (km)	2,105,740	1,571,695	1,239,473	▲ 866,267	▲ 41%
低公害車台数 (台)	114	165	185	71	62%
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	911	574	473	▲ 438	▲ 48%

※ 低公害車とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車等の次世代自動車や低排出ガス車等としています。

③ その他

市が直接的に管理することが困難な項目である一般廃棄物、下水・し尿処理に係る「その他の項目」においては、表 8 のとおり基準年度に比べ、全体では温室効果ガス排出量は増加しています。

一般廃棄物処理に関する温室効果ガス排出量は、表 9 のとおり基準年度と比較して東部クリーンセンター、西部クリーンセンターとも増加しています。東部クリーンセンターにおいては、破砕ごみ及び容器包装プラスチックの搬入量増加に伴う残渣の増加と燃やせるごみの搬入量の減少によりプラスチック類混入率が増加したことが主な要因と推測されます。

なお、基準年度からの推移を図 3 に示しています。

(表 8) その他の項目における温室効果ガス排出量 (単位: t-CO₂)

	2013 年度 (基準年度)	2019 年度	2020 年度	対基準年度 増減量	対基準年度 増減率
東部・西部 クリーンセンター	19,338	24,624	29,197	9,721	50%
衛生センター	137	33	24	▲ 113	▲ 83%
保健センター	1	0	0	▲ 1	▲ 98%
総排出量	19,476	24,657	29,221	9,607	49%

(表 9) 一般廃棄物処理に係る温室効果ガス排出量 (単位: t-CO₂)

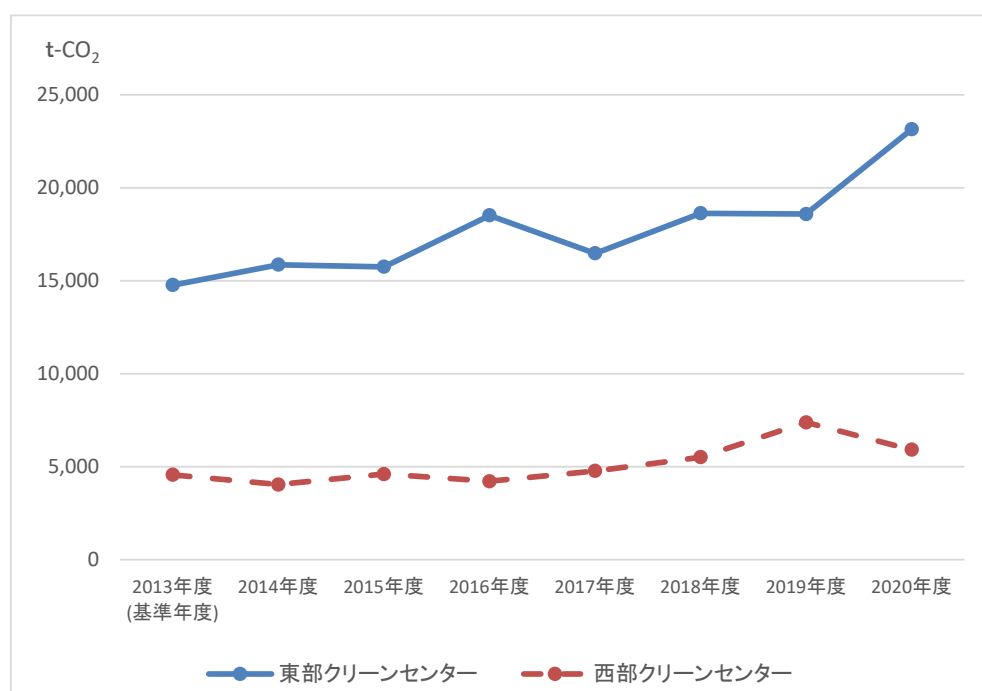
東部クリーンセンター (連続燃焼式)	2013 年度 (基準年度)	2019 年度	2020 年度	対基準年度 増減量	対基準年度 増減率
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	14,771	17,781	23,283	8,375	57%
プラスチック焼却に伴う 二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	13,756	16,975	22,494	8,738	64%
焼却に伴い発生するメタン・一酸化二窒素の排出量 (t-CO ₂)	1,015	806	789	▲ 364	▲ 36%
一般廃棄物焼却量 (t) ¹⁾	57,661	47,649	46,611	▲ 11,050	▲ 19%
プラスチック類混入量 (t) ²⁾	4,976	6,139	8,135	3,160	64%
プラスチック類混入率 ²⁾ (%)	16	25	30	14	88%

西部クリーンセンター (連続燃焼式)	2013年度 (基準年度)	2019年度	2020年度	対基準年度 増減量	対基準年度 増減率
温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	4,568	6,843	5,914	1,346	29%
プラスチック焼却に伴う 二酸化炭素排出量(t-CO ₂)	4,040	6,305	5,363	1,324	33%
焼却に伴い発生するメタン・一酸化二窒素の排出量 (t-CO ₂)	528	539	551	23	4%
一般廃棄物焼却量(t) ¹⁾	28,807	31,844	32,537	3,730	13%
プラスチック類混入量(t) ²⁾	1,466	2,280	1,940	473	32%
プラスチック類混入率 ²⁾ (%)	11	14	12	1	9%

1) 湿ベース(水分を含んだ状態)の一般廃棄物焼却量です。

2) 乾ベース(ごみを乾かして水分を飛ばした状態)の分析結果に基づいています。

3) 小数点以下を四捨五入した各項目の和と総排出量の四捨五入した値が合わない場合があります。



【図3】一般廃棄物処理に係る温室効果ガス排出量の推移

2 温室効果ガスの削減方針

市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を推進するため、所沢市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、様々な削減対策を進めてきました。今後も、同計画に基づいた取組を更に進めていきます。

(1) 公共施設における環境配慮推進

自動車の導入時、公共施設のうち新築、増改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えの際に再エネ導入及び省エネ化の推進などを図るため、全庁的な基準を定めるガイドラインを策定します。各事業の実施にあたっては、初期投資費用(イニシャルコスト)だけでなく、省エネ化による光熱費の削減等も考慮し、中長期的な視点で判断を行います。

(2) 施設等におけるエネルギー使用量の削減

空調設備の設定温度やボイラー設備、給湯設備の運転時間の調整など、適切な運転管理を行うとともに、勤務時間前後や昼休みにおける消灯においては、各部で削減目標を定めて取り組みます。

(3) 資源の有効利用の推進

I Tを活用した文書・資料の共有化による紙使用量の削減に取り組むとともに、雨水の有効活用による水道使用量の削減に努めます。

(4) 廃棄物の削減・リサイクルの推進

長期使用が可能な製品の購入や再生利用に取り組むとともに、ごみ分別の徹底を推進し、排出されるごみの減量・資源化に努めます。

(5) 庁内推進体制の強化等

2050年までのCO₂排出実質ゼロを実現するため、庁内の推進体制を強化し、施設からの排出量削減を図ります。

Ⅱ 区域施策編

1 温室効果ガス排出量（速報値）

(1) 温室効果ガス排出量全体

本計画は、市域における温室効果ガス排出量の削減を目的に、2013年度を基準に、短期目標として「2028年度までに22.9%削減」、長期目標として「2050年度までに80%削減」を掲げています。

2020年度の本計画の対象となる温室効果ガス排出量は、117.9万t-CO₂となっており、基準年度（2013年度）と比べてCO₂換算で、39.1万t-CO₂（24.9%）減少しており、2020年度の目標である9.30%を達成しました。

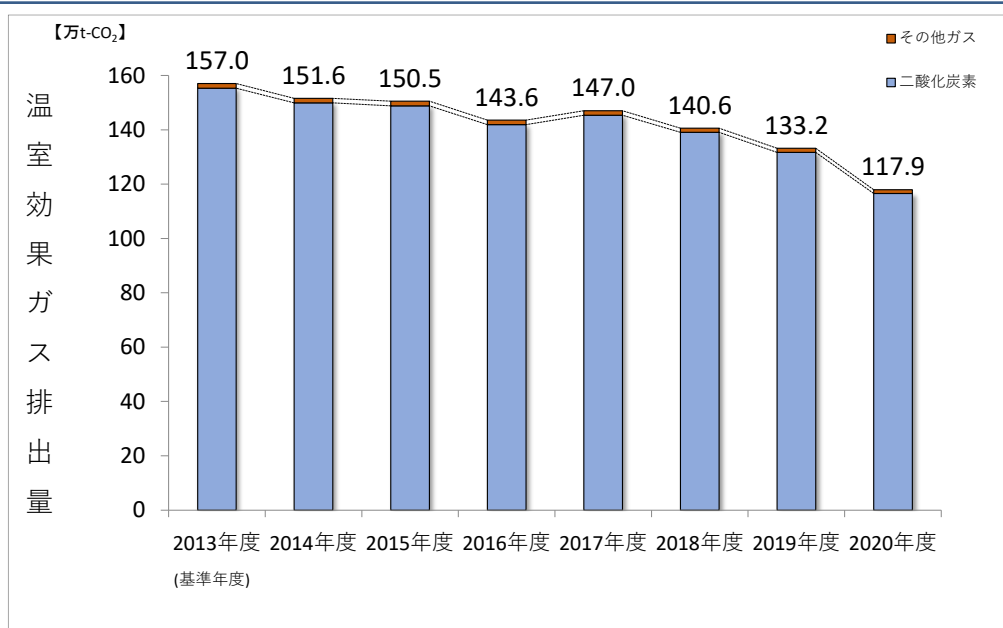
なお、基準年度及び2020年度の温室効果ガス排出量は表10のとおりです。また、計画期間中の経年変化を図4に示します。

(表10) 市域における温室効果ガス排出量

		2013年度(基準年度)	2019年度	2020年度(速報値)
温室効果 ガ ス	総排出量(万t-CO ₂)	157.0	133.2	117.9
	対基準年度増減量(万t-CO ₂)	—	▲23.8	▲39.1
	対基準年度削減率	—	15.1%	24.9%
	年次目標値	—	7.60%	9.30%

1) 現在までに入手できる最新基礎データにより算出していることから、速報値としています。

<注>国の算定マニュアルの改正や、電気及びガスの小売自由化などに伴い、H31.3月に策定したマチごとエコタウン推進計画(第3期所沢市環境基本計画)から、算定方法を変更しています。あわせて、道路交通センサス等、元となる統計資料も随時最新のものになっているため、計画策定時の参照データと異なる場合があります。



【図4】 市域における温室効果ガス排出量の推移

(2) 項目別温室効果ガス排出量の検討

① 二酸化炭素の温室効果ガス排出量の検討

温室効果ガス排出量のうち、二酸化炭素に係る項目別（①産業部門、②民生業務部門、③民生家庭部門、④運輸部門、⑤廃棄物部門）排出量及びその他のガスに係る項目別（①メタン、②一酸化二窒素）排出量は表 11 のとおりです。

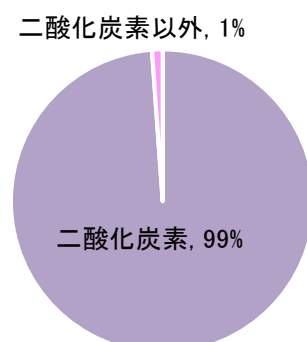
(表 11) 項目別温室効果ガス排出量 (CO₂ 排出係数変動) (単位: 万 t-CO₂)

	2013 年度 (基準年度)	2019 年度	2020 年度	対基準年度 増減量(増減率)
二酸化炭素	155.3	131.7	116.5	▲38.8 (▲30.0%)
①産業部門	21.1	15.4	14.9	▲6.2 (▲29.4%)
②民生業務部門	39.3	42.0	31.5	▲7.8 (▲19.8%)
③民生家庭部門	49.3	40.9	36.0	▲13.3 (▲27.0%)
④運輸部門	43.8	31.1	31.4	▲12.4 (▲28.3%)
⑤廃棄物部門	1.8	2.3	2.8	1.0 (55.6%)
その他のガス	1.7	1.5	1.4	▲0.3 (▲17.6%)
①メタン	0.3	0.2	0.2	▲0.1 (▲33.3%)
②一酸化二窒素	1.4	1.3	1.2	▲0.2 (▲14.3%)
温室効果ガス総排出量	157.0	133.2	117.9 ¹⁾	▲39.1 (▲24.9%)

1) 小数点以下を四捨五入した各項目の和と総排出量の四捨五入した値が合わない場合があります。

区域全体で、基準年度（2013 年度）と比べて、二酸化炭素排出量は 38.8 万 t-CO₂ (▲30.0%) 減少し、その他のガスは 0.3 万 t-CO₂ (▲17.6%) 減少しています。全体では 39.1 万 t-CO₂ (▲24.9%) の減少となっています。

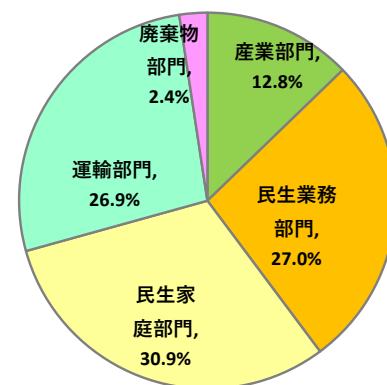
なお、図 5 のとおり、温室効果ガス中の割合はほとんどが二酸化炭素で、メタン、一酸化二窒素等のその他のガスは 1%程度です。



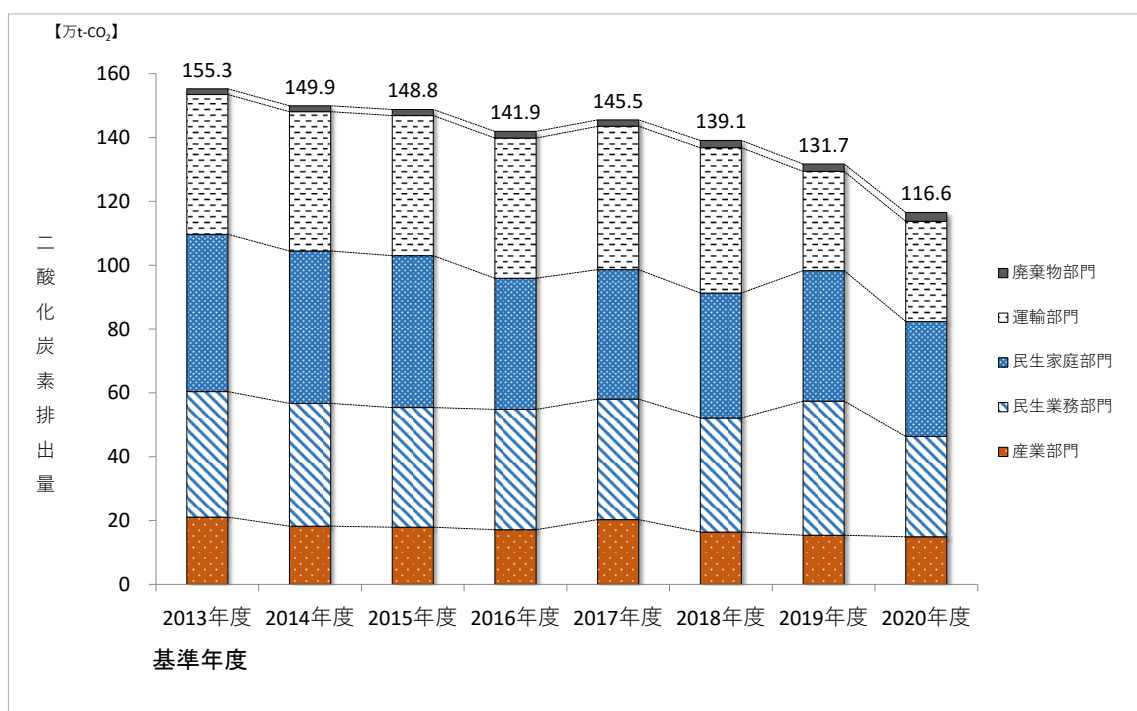
【図 5】 温室効果ガスの内訳 (2020 年度)

また、図6のとおり、二酸化炭素の部門別排出割合では、民生業務部門と民生家庭部門の割合が多く、全体の約6割を占める状況となっています。

部門別の二酸化炭素排出量の経年変化を図7に示します。



【図6】二酸化炭素の部門別排出割合



【図7】部門別の二酸化炭素排出量の推移

2020年度においては、ほとんどの項目で排出量が減少しました。傾向としては、運輸部門、産業部門、民生家庭部門での排出量が減少傾向となっており、燃費改善などにより車両からの排出量が減少傾向にあることや、生産設備の省エネルギー化や節電などの省エネ対策が進んでいることが推測されます。

今後、さらなる省エネの推進を実施し、排出量削減を求めていくことが課題となっています。

② その他の温室効果ガス排出量（メタン・一酸化二窒素）の検討

メタン・一酸化二窒素は、主に自動車の走行や廃棄物処理等に伴い発生するガスで、表11のとおり、基準年度に比べ0.3万t-CO₂ (▲17.6%) 減少しています。一酸化二窒素排出量の内訳は表12のとおりです。

排出量の多くを占める自動車の走行については、市内軽自動車の所有台数は増加傾向にあるものの、全国的に走行距離が減少傾向に転じていることから、年間排出

量が減少していることが推測されます。

(表 12) 一酸化二窒素排出量の内訳

(単位：t-CO₂)

		2013 年度 (基準年度)	2019 年度	2020 年度	対基準年度 増減量(増減率)
エネルギー 消費	産業系	888.00	600.85	601.68	▲ 286.3 (▲32.2%)
	家庭・業務系	295.70	210.90	141.21	▲ 154.5 (▲52.2%)
農 業	家畜のふん尿管理	795.04	374.65	380.62	▲ 414.4 (▲52.1%)
	窒素肥料等土壌か らの排出	26.14	17.15	17.15	▲ 9.0 (▲34.4%)
自動車の走行		10,723.92	10,704.96	9,503.34	▲1220.58 (▲11.4%)
廃棄物処理	焼却処理(一廃)	1,436.99	1,316.58	1,172.72	▲ 264.3 (▲18.4%)
	し尿処理	4.66	5.15	5.15	0.5 (10.5%)
	浄化槽処理	182.84	146.25	144.45	▲ 38.4 (▲21.0%)
合 計		14,379.21	13,376.50	11,966.32	▲2,412.89 (▲16.8%)

2 温室効果ガスの削減方針

市域における温室効果ガス排出量の削減を目的として、所沢市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス排出量が大きい部門(民生業務部門・民生家庭部門・運輸部門)への施策を中心に、様々な地球温暖化緩和策を推進しています。

2050年のゼロカーボンシティ実現に向けて、国の新たな目標や「地域脱炭素ロードマップ」を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減施策を強化していきます。また、2022年から開始する「マチごとエコタウン推進計画」の改定に合わせ、目標値を見直し、再設定いたします。

(1) 温室効果ガスの排出削減

① 市民、事業者の省エネ活動に対する意識啓発と実践

省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動などの「賢い選択」を促す“COOL CHOICE 運動”を推進し、省エネ意識の醸成と低炭素型ライフスタイルの定着を推進します。

② 住宅・事務所の低炭素化の推進

省エネ設備やエネルギー効率の高い機器の普及を促進し、住宅や事業所等の省エネルギー化を推進していきます。

③ 環境にやさしい移動(エコ・モビリティ)の推進

徒歩や自転車での移動や公共交通機関の利用を推進するなど、クルマ依存型のライフスタイルの見直しを図っていきます。

④ 次世代自動車等の普及推進

電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）などの次世代自動車の普及やエコドライブの普及啓発に努め、車の移動に伴う温室効果ガス排出量の削減を図ります。

⑤ 温室効果ガスの吸収源対策の推進

二酸化炭素を吸収するみどりの保全と創出を推進し、適正な樹林地の維持管理を奨励し、温室効果ガスの吸収源を確保します。

⑥ 3Rの実践による廃棄物の削減

市民・事業者との協働の取組により、ごみのリデュース(Reduce：削減)、リユース(Reuse：再使用)、リサイクル(Recycle：再利用)を推進し、ごみの処理に伴い発生する温室効果ガスの削減に努めます。

⑦ ごみ処理の低炭素化の推進

東部クリーンセンターのごみ焼却施設の効率的な熱回収をはじめとしたごみ焼却処理の際に発生する熱エネルギーの活用、ごみ焼却施設の燃焼制御の改善や施設運営等による省エネ性能の向上、EV パッカー車の導入等により、引き続きごみ処理の低炭素化の推進に努めます。

(2) 再生可能エネルギーの利用推進

① 環境にやさしい電力の普及

㈱ところざわ未来電力を通じた環境にやさしい電力の市域への利用普及を図っていくことで、市域における再生可能エネルギーの利用率を高めます。

② 再生可能エネルギーの利用促進

太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーを利用した創エネ機器の導入を推進します。

参 考

(1) CO₂ 排出係数の推移

電気の使用に伴う CO₂ 排出係数は、国から公表される各電気事業者の基礎排出係数を使用しています。

なお、基準年度（2013 年度）は、0.531kg-CO₂/kWh（旧東京電力株の実排出係数）を使用しています。

（表 13）電気の使用に伴う CO₂ 排出係数 （単位：kg-CO₂/kWh）

当報告書対象年度	2013 年度 (基準年度)	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
東京電力エナジーパートナー(株)	0.531	0.500	0.486	0.475	0.468	0.434
<参考>(株)ところざわ未来電力	—	—	—	0.035	0.035	0.041

(2) 太陽光発電システムの設置について

市内における太陽光発電システムの設置件数は、次のとおりです。

（表 14）市内における太陽光発電システム設置件数¹⁾ （単位：件）

	2013 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
太陽光発電システム設置数	3,311	4,533	5,072	5,499	5,820	6,126

1) 電力自由化に伴い、基礎データの収集ができなくなったことから、2016 年度以降は国の統計データを用い算出しています。

(3) ゼロカーボンシティについて

2020 年 11 月に、所沢市は 2050 年までに市内の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明しました。

ゼロカーボンシティ達成のため、(株)ところざわ未来電力を通じて事業所や家庭への環境にやさしい電力の普及に努めます。



参 考 資 料

■主な環境関連条例一覧

■所沢市環境基本条例

■環境関連用語の解説

■指標一覧

主な環境関連条例一覧

条例名	制定年月日
所沢市下水道条例	昭和40年 4月 1日
所沢市あき地の雑草除去に関する条例	昭和44年10月 1日
所沢市都市公園条例	昭和45年 4月 1日
所沢市交通安全対策会議設置条例	昭和46年 4月 1日
所沢市一般家庭生活廃水くみ取りに関する条例	昭和46年10月 1日
所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例	昭和59年12月25日
所沢市自転車駐車場条例	昭和60年12月25日
所沢市廃棄物減量等推進審議会条例	平成 7年 3月31日
所沢市環境審議会条例	平成 7年 3月31日
所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 7年12月28日
所沢市環境基本条例	平成 9年 4月 1日
ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例	平成 9年 4月 1日
所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例	平成11年 3月26日
所沢市一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	平成11年12月28日
所沢市墓地等の経営の許可等に関する条例	平成13年 3月29日
所沢市リサイクルふれあい館条例	平成15年 3月25日
所沢市土砂のたい積の規制に関する条例	平成15年 7月 1日
所沢市歩きたばこ等の防止に関する条例	平成18年 3月27日
所沢市ひと・まち・みどりの景観条例	平成22年12月28日
ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例	平成23年 9月30日

所沢市環境基本条例

私たちのまち所沢は、武蔵野の台地であって、狭山丘陵に代表される豊かな自然に恵まれ、三富新田や雑木林などの自然と共に歩む暮らしは私たちの心にふるさとの風景を深く刻んでいる。また、旧石器時代の昔から人々の暮らしが営まれるとともに、鎌倉街道の宿場町として栄え、航空発祥の地として大空への夢をつなぐなど、歴史や文化も生まれ、生活文化都市として発展を続けている。

しかしながら、都市化や人口増加に伴い、豊かな自然は徐々に減少し、環境への負荷を生じさせる社会経済活動や私たちのライフスタイルにより、都市生活型公害、廃棄物問題なども顕在化している。さらに、私たちを取り巻く環境は、地球規模で深刻な影響を受け、人類の存続をも脅かしている。

もとより、私たちは、安全で健康かつ文化的な生活に必要な環境を享受する権利を有するとともに、人と自然が共存共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築に努め、それを将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

悠久の地球の営みの中で、私たち人類はわずかな時に存在し、多くの生物と有限な地球の環境を分かちあっている。私たちは、環境がそれらの生物や大気、水、土壌の微妙な均衡と循環システムのもとに成り立っていることを認識しなければならない。

私たちは、不断の努力と英知をもって、健全で恵み豊かな環境を保全し、現在及び将来の市民の安全で健康かつ文化的な生活を実現するため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全（環境の回復及び創造を含む。以下同じ。）について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び行楽者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の安全で健康かつ文化的な生活を実現するために必要な環境を保全し、現在及び将来の市民の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、安全で健康かつ文化的な生活を将来にわたって維持することができるよう適切に推進されなければならない。

2 環境の保全は、環境の容量及び生物の多様性の認識のもと、人と自然が共存共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会が構築されるよう推進されなければならない。

3 環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において、市、事業者、市民及び行楽者の公平な役割分担のもと、協力して積極的に推進されなければならない。

4 地球環境の保全は、地域の環境の保全と密接にかかわっていることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全に関し、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全及び回復するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境に影響を与えるおそれのある土地の形質の変更、工作物の新築又は改築等その他これらに類する事業を行うときは、あらかじめ適正に調査、予測又は評価を行い、環境の保全に努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全について関心を払うとともに、環境の保全に必要な知識を持つよう努めなければならない。

2 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するとともに、自然環境の適正な保全に努めなければならない。

3 市民は、前2項に定めるもののほか、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(行楽者の責務)

第7条 市域の自然に親しみ、又は文化施設等を利用する行楽者は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市の基本的施策)

第8条 市は、環境の保全を図るため、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 大気、緑地、河川、地下水、土壌等の自然的構成要素の保全に関すること。

(2) 野生生物の種の保存、生態系の保護その他生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全に関すること。

(3) 市民が安全で健康に暮らせる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域特性を活かした良好な景観及び歴史・文化遺産の保全に関すること。

(4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等に関すること、並びに地球環境保全の貢献に関すること。

(5) 市民及び事業者が環境の保全に自主的かつ積極的に取り組めるよう、系統的な環境学習の推進に関すること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、所沢市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標

(2) 施策の基本方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、所沢市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(総合的調整)

第10条 市は、環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行う。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全に関する施策に関すること。
- (3) その他環境行政の総合的推進に関すること。

(年次報告書の作成及び公表)

第11条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(規制、助成等の措置)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視、測定等の体制の整備)

第13条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等に関する体制の整備に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第14条 市は、環境の状況その他の環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切に提供するものとする。

(環境管理システム等の普及)

第15条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う環境管理システム等の普及に努めるものとする。

(市民及び事業者の自主的な活動の促進)

第16条 市は、市民及び事業者が自主的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、情報の提供等の必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者との連携)

第17条 市は、環境の保全に関する施策を効果的に推進するため、協力及び参画を求める等市民及び事業者との連携に努めるものとする。

(国、埼玉県等との協力)

第18条 市は、環境の保全を図るために広域的な取組を必要とする施策について、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

環境関連用語の解説

【あ】

ISO14001

1996年に、国際標準化機構（ISO）により発行された、環境マネジメントシステムに係る国際標準化規格です。

悪臭

大多数の人に不快感を与え、生活環境を損なう恐れのある臭いのことです。悪臭防止法では、その原因物質としてアンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、スチレン等の22物質が特定悪臭物質として指定されています。しかし、臭いの感じ方は人によって違いがみられ、また量や接触時間によっても感じ方が異なるため、上記の物質以外でも悪臭を感じる場合があります。

亜硝酸性窒素

亜硝酸塩として含まれている窒素のことで、地下水汚染の原因物質の一つです。肥料や家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されずに土壌に溶け出し、富栄養化の原因となります。人に与える影響としては、嘔吐、チアノーゼ、虚脱昏睡、血圧低下、脈拍増加、頭痛、視力障害等が見られます。水道水の水質基準や河川などの公共水域について環境基準が設けられています。

アスベスト

石綿（せきめん）（いしわた）ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物です。繊維が極めて細く、飛散して人が吸入し、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになっています。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、昭和50年に原則禁止されました。その後も、スレート材、プレーキライニングやプレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されましたが、現在では、原則として製造等が禁止されています。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、「労働安全衛生法」や「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などで予防や飛散防止等が図られています。

【い】

硫黄酸化物（SO_x）

主に二酸化硫黄（SO₂）や三酸化硫黄（SO₃）等の硫黄が酸化した物質の総称のことで、石炭、石油等の化石燃料の燃焼に伴い発生し、せきや呼吸困難、気管支炎等を起こすなど、呼吸器系にとって有害であるほかに、酸性雨の要因のひとつになっています。なお、二酸化硫黄については環境基準が定められています。

一酸化炭素（CO）

燃料の不完全燃焼により発生する無色、無臭の気体です。主に自動車から排出され、生体に有毒で、血液中のヘモグロビンとの結合が酸素の約210倍であるため、酸素の供給を阻害し、ひどい時には、窒息に至る場合もあります。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類され、さらに「ごみ」は一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」と、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」とに分類されます。

インターロッキングブロック

道路の舗装に使われるブロックの一種です。このブロックを使った舗装は、雨水が地面にしみ込みやすく、都市型水害や地盤沈下を緩和する効果をもちます。

【う】

雨水浸透施設

雨水の地下浸透を図るための施設で、浸透枳、透水性舗装、浸透井、浸透トレンチなどがあります。

【え】

エコ・モビリティ

人の移動について広い視野からあらためて見つめなおし、環境に配慮しつつ、過度の自動車利用から公共交通や自転車等を適切に利用することです。

エコドライブ

省エネルギーや、二酸化炭素、大気汚染物質の排出削減のための運転技術です。アイドリングストップ、経済速度、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられます。

Lden

時間帯補正等価騒音レベル（Day-Evening-Night Average Sound Level）のことで、昼間の時間帯よりも特に静穏が求められる夕方や夜間の時間帯においては、+5dbから+10dbの重みづけで算出される騒音の指標です。平成25年4月から航空機騒音に係る環境基準の評価指標として用いられています。

【お】

オープンガーデン

個人の庭を一般公開することです。

オープンスペース

市街地や住宅地等において建物が建っていない空間のうち、誰もが安心して利用できる、広場や公園、運動場等の空間のことです。

オゾン層

地表から20～25kmの上空にある、オゾンが高濃度に存在する大気層のことで、太陽からの紫外線のうち、特に生物に有害な波長をこの層で吸収しますが、最近では、南極をはじめ高・中緯度地域でもフロンガスなどの影響により、オゾン層の減少がみられています。オゾン層が破壊されると、地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念されるため、オゾン層の破壊が地球環境問題として取り上げられています。

おんしつこうか

温室効果ガス

太陽光によって暖められた地表面から放出される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガスのことです。代表的なものとして、二酸化炭素やメタン、フロンガス等があげられます。

【か】

がいらいせいぶつ

外来生物

ある地域に人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の自然分布域を超えて、生息又は生育することとなる生物のことです。

外来生物の中には、生態系や農林水産業や人の生命・身体へ著しい影響等を生じさせるものがあり、問題となっています。

がつべいしよりじょうかそう

合併処理浄化槽

し尿に加えて、台所、風呂場等からの生活雑排水を併せて浄化処理する装置のことです。

かんきよ

管渠

管による水路のことです。

かんきよきじゆん

環境基準

人の健康を維持し、生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされている基準のことです。行政上の目標として環境基本法第 16 条に基づき定められており、大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染および騒音について環境基準が設定されています。

かんきよ ふうか

環境への負荷

人の活動により環境に加えられる悪影響のことであり、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものとして、「環境基本法」に定義されています。

かんきよほぜんがたのうぎょう

環境保全型農業

自然環境に配慮しつつ生産性を維持するために、農業や化学肥料の使用を必要最小限に抑えた、環境にやさしい農業のことです。平成 6 年度（1994 年度）から農林水産省が本格的に推進し、ふん尿やその他の有機物質および緑肥作物を有効利用するなど、環境負荷を低減させる農業を実施しています。所沢を中心とした三富地区においても、雑木林の落葉を利用した堆肥づくりが行われており、有機農業のひとつの形態として環境保全型農業に位置づけられます。

かんきよ

環境マネジメントシステム

企業などの事業組織が法令などの規制基準を順守することにとどまらず、自主的かつ積極的に環境を保全するために立案する計画と行動組織のことです。国際標準化機構（ISO）は平成 8 年（1996 年）に、環境管理のための規格として ISO14000 シリーズを制定し、「①環境保全に関する方針・目標等を定め、②これを実行・記録し、③その実行状況を点検して方針等を見直す」一連の取組みを定めています。

かんきよ

環境リスク

人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのこ

とです。

【き】

きはつせいゆうきかごうぶつ

揮発性有機化合物（VOC）

揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称で、トルエン、キシレンなど多様多様な物質が含まれます。大気汚染を引き起こす浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの生成原因の一つです。

【か】

COOL CHOICE（クールチョイス）

2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26% 削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」促す国民運動のことです。

【け】

けんこうこうもく

健康項目

環境基本法に基づき人の健康の保護のために定められる環境基準で、公共用水域の水質保全行政の目標として達成し、維持されることが望ましい水質汚濁に係わる環境基準のひとつです。カドミウム、シアン、ふっ素、ほう素等の 26 項目が定められています。

【こ】

こうかがく

光化学オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線的作用によって光化学反応を起こすことにより、二次的に生成された酸化性物質の総称のことです。光化学オキシダントは、大気汚染項目のひとつとして環境基準が定められており、光化学スモッグの指標とされています。

こうかがく

光化学スモッグ

スモッグは、Smoke（煙）と Fog（霧）からの合成語で、大気中に存在する窒素酸化物、炭化水素等が紫外線としてオゾン層等の過酸化物（オキシダント）を生成し、これが特殊な気象条件のもとでスモッグを形成した時、これを光化学スモッグと呼んでいます。

こうじょう じぎょうじょう

工場・事業場

工場とは、継続的に物の製造又は加工のために使用される事業所をいい、工場以外の事業所を事業場といいません。

コージェネレーションシステム

熱源より電力と熱を生産し供給するシステムの総称です。内燃機関（エンジン、タービン）や燃料電池で発電を行ってその際に発生する熱を利用する方法と蒸気ボイラーと蒸気タービンで発電を行い、上記の一部を熱として利用する方法があります。

【さ】

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのことです。

最終処分場

廃棄物を埋立処分するために必要な場所および施設・設備です。

産業廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、製造業など事業活動に伴い発生する燃え殻、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、建築資材などの廃棄物、及び輸入された廃棄物の21種類が産業廃棄物として定められています。産業廃棄物を排出する事業者は、自らの責任で環境汚染を生じさせないよう適正に処理する責務があります。

酸性雨

硫酸化合物、窒素化合物等の大気汚染物質が大気中の水分に溶け込み、強い酸性を示す雨のことです。通常 pH が 5.6 以下の雨のことですが、霧や雪あるいは乾性降水物を含めた広い意味で使われる場合もあります。酸性雨は森林の枯死や、湖沼等の生態系の破壊、文化財の侵食等の要因として地球環境問題のひとつになっています。

【し】

循環型農業

家畜排せつ物やおが粉、一般家庭等から出る生ごみなどの有機系廃棄物を堆肥化して農地に還元し、その農地で生産された農産物を再び消費するなどの、循環システムに根ざした農業のあり方のことです。

指針

環境基準を設定する必要はないものの、行政上の目標として設定されたものです。

次世代自動車（エコカー）

環境省による次世代自動車普及戦略に掲げられているガソリンハイブリット自動車、プラグインハイブリット自動車、電気自動車、ディーゼルハイブリット自動車、ディーゼル代替天然ガス自動車、クリーンディーゼル自動車、燃料電池自動車のことです。

市民の森

緑地の保護および市民の良好な生活環境を確保するため、昭和 57 年（1982 年）3 月に制定された「所沢市市民の森設置要綱」に基づき、指定・公開している雑木林のことです。今日までに、「荒幡富士市民の森」や「若狭山の神市民の森」、「若狭地蔵市民の森」、「牛沼市民の森」、「北秋津・上安松市民の森」の合計 5 箇所が指定され、多くの市民に利用されています。

樹園地

果樹園や茶畑、桑畑等の樹木を人工的に植えている緑地のことです。

硝酸性窒素

肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されずに土壌に溶け出し、富栄養化の原因となります。水道水の水質基準及び地下水や河川などの公共水域の水質の環境基準が設けられています。

親水空間

水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることができる場所のことです。

浸透井

地中の透水層に達し、降雨を直接的に浸透させるための井戸のことです。

浸透トレンチ

地中に掘った溝の中に砕石を入れ、雨水をその中に導き、地中に浸透させる設備のことです。

森林（熱帯林）の減少

アジアやアフリカ、南アメリカの熱帯地方に分布している森林（熱帯林）が、近年、商業用資材や薪炭材としての伐採や焼き畑農業等により急激に失われている状況のことです。

【す】

水素イオン濃度（pH）

酸性やアルカリ性の度合いを示す指標のことであり、pH7 が中性、これより数値が低く 0 に近づくほど強い酸性を示し、これより数値が高く 14 に近づくほど強いアルカリ性を示します。

【せ】

生活環境項目

環境基本法（1993 年）に基づいて定められている水質の環境基準のひとつです。水質環境基準には、人の健康の保護に関する基準（健康項目）と生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）の 2 つがあります。

生態系

ある地域に生息・生育する生物とそれらの生活空間である大気、水、土等の無機的環境を含めたつながりのことです。生物は、生産者（緑色植物）、消費者（動物）、分解者（細菌や菌類）に分類することができ、これらの生物や大気、水、土等との間でエネルギーや物質が循環しています。

生物化学的酸素要求量（BOD）

河川や排水、下水等の汚濁の程度を示す代表的な指標のひとつで、水中の有機物質が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量です。BOD の値が大きいほど水中の有機物質が多く、水が汚れているといえます。

せいぶつそう 生物相

特定の区域内に生息している生物の全種類のことです。

せいぶつたようせい 生物多様性

生物多様性は、人間の生存基盤として酸素供給や水資源供給などの役割のほか、食料や医薬品等の原材料を提供しています。また、芸術文化の対象となる等、精神面でも不可欠のものであり、さらに、人類だけでなく、進化および生物圏における生命保持機構の維持上も重要です。このため、多くの生物や生息環境が健全な状態で保全されていることが必要であり、また多様性は「遺伝子」「種」「生態系」の各レベルで確保される必要があります。

せいぶんかいせい 生分解性マルチフィルム

土の中に埋めると微生物によって水と二酸化炭素に分解される生分解性プラスチックを用いた農業資材のことです。

そうりようきせい 総量規制

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるために、各工場・事業所に対して汚染（濁）物質の許容排出量を配分し、この量を基準に規制することです。

【た】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称のことです。ダイオキシン類は塩素の数や配置により200数十種類の仲間があり、廃棄物の焼却やパルプの塩素漂白、塩素系農薬製造などの各過程で非意図的に生成されます。

たんかすいそ 炭化水素(HC)

完全に燃やすと水と炭酸ガスだけになる化合物の総称のことです。

【ち】

ちきゅうおんだんか 地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇する現象のことです。二酸化炭素排出の最大の要因はエネルギー消費に伴うものであり、地球温暖化の防止にあたっては、省エネルギーによる温室効果ガスの削減や森林の保全等が必要です。

ちきゅうかんきょうもんだい 地球環境問題

地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、森林（特に熱帯林）の減少、野生生物種の減少、砂漠化のように、人の活動によって地球規模の環境に影響を及ぼす問題のことです。

ちさんちしょう 地産地消

「地元で生産された農林畜水産物を地元で消費する」という意味で使われている言葉です。地産地消を進めることにより、化学肥料や農薬の削減、新鮮で安全・安心な農産物の確保、食料の遠距離輸送にともなうエネルギー資源の抑制などの効果が期待されます。生産者と消費者の顔の見える関係を大切に、地域の農業や農地を大

切にしようという考え方も含まれています。

ちっそさんかぶつ 窒素酸化物(NOx)

一酸化窒素(NO)や二酸化窒素(NO₂)等、窒素と酸素の化合物の総称のことです。窒素酸化物の主な発生源は自動車や工場からの排出ガスであり、大気汚染物質のひとつとして呼吸器系に対する有害性が知られているほか、酸性雨の原因にもなっています。なお、二酸化窒素については、環境基準が定められています。

【て】

ていこうがいしゃ 低公害車

クリーンエネルギー自動車ともよばれ、電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス車、メタノール車、燃料電池自動車等が該当します。

ていそうおんぼそう 低騒音舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、走行時の騒音を低減する工法のことです。

デシベル

騒音レベルや振動レベルの単位で、電話の発明者であるベルにちなんで名づけられた単位です。

てきおうさく 適応策

気候変動の影響により、すでに顕在化している農作物や健康等への被害を回避・軽減するための対策です。この適応策を推進するための「気候変動適応法」が平成30年6月に成立しました。

テトラクロロエチレン

主にドライクリーニング、金属部品の洗浄等に使用されている物質のことです。水質汚濁の原因物質であり、蒸気を吸収すると、めまいや頭痛が起こる他、肝臓・腎臓に障害を起こすこともあります。

【と】

とうすいせいぼそう 透水性舗装

地下水のかん養や河川への急激な雨水の流出抑制等を図るため、雨水を地下に浸透させるようにした舗装方法のことです。浸透性舗装ともいいます。

どくせいとうりょう 毒性等量(TEQ)

毒性等価換算濃度の略です。ダイオキシン類には構造のちがいが等により様々な種類があり、その毒性もまちまちですが、それらを最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性に換算して表した濃度のことです。

とくてい 特定フロン

オゾン層保護のため国際条約により規制の対象となっている、5種類のフロンのことです。

トリクロロエチレン

主に有機塩素系溶剤で金属部品の洗浄や半導体の製造工程等で使用されている物質のことです。水質汚濁の原因物質であり、蒸気を吸入すると、めまいや頭痛が起こる他、肝臓・腎臓に障害を起こすこともあります。

【な】

75%値

BOD や COD の測定値を水質の良いものから順に並べたとき、75%目に当たる数値です。この値で BOD や COD の環境基準の適合状況を評価します。

【に】

二酸化硫黄 (SO₂)

大気汚染物質の一つで、硫黄分を含む燃料を燃焼する際に発生します。刺激性が強く、1～10ppm 程度で呼吸機能に影響を及ぼし、眼の粘膜に刺激を与え、流涙をきたします。

二酸化炭素 (CO₂)

石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生します。地球温暖化の最大の原因物質として問題になっています。

二酸化窒素 (NO₂)

物の燃焼の際に発生し、高温になるほどその量は多くなります。呼吸器の細菌感染などに対する抵抗力を弱め、鼻や喉の粘膜、呼吸器系に刺激を与えます。

二次林

伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の、生長などにより成立した森林のことです。二次林にはクヌギ、コナラの多い雑木林などのように、繰り返し伐採される萌芽林も多くあります。

【は】

パートナーシップ

協働。市民、事業者、行政など、立場の異なる組織や人同士が、共通の目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うことです。

排水基準

工場または事業所からの排水の規制を行うための基準のことで、水質汚濁防止法や地方自治体による独自の上乗せ条例により規定されています。カドミウムなどの有害物質項目や BOD などの生活環境項目ごとに定められています。

ハロン

臭素を含むハロゲン化炭化水素の総称のことです。ハロンはオゾン層を破壊するため、ハロン 1211、1301、2402 の3種の化合物が平成5年（1993年）末に全廃されています。

【ひ】

ビオトープ

「生物」を意味する bio と「場所」意味する topos の合成語（ドイツ語）で、「生物の生息に適した場所」を意味します。植生豊かな水辺や雑木林等は多様な生物が

生息・生育するビオトープといえます。また、開発事業などに際して積極的に維持、回復、創出が図られる野生生物の生息・生育環境という意味で用いられることもあります。

美観

周囲との調和を欠くような看板やごみ等がなく、清潔感や落ち着きを感じさせる美しい景色のことです。

【ふ】

フェロモントラップ

フェロモン剤を利用して害虫を誘引し、捕獲や殺虫する方法のことです。フェロモンとは、動物の体外に分泌されて、同種他個体に一定の行動や生理反応などを引き起こす物質の総称で、低濃度でも生物に反応を促し、しかも作用対象を限定できるため、農作物の安全な病害虫防除剤としての利用が期待されています。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に、液体や固体またはこれらの混合物として浮遊している 10 μ m (10⁻⁶m) 以下の粒子状物質のことです。工場などの事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風などの自然現象によるものがあり、人の気道や肺胞に沈着して呼吸器疾患などを起こす原因とされています。

フロン

フッ素を含むハロゲン化炭化水素の総称のことです。無毒で化学的にも安定しているため冷蔵庫やクーラーの冷媒やスプレー噴霧剤、精密機器の洗浄剤として多く使われてきました。しかし、オゾン層の破壊や地球温暖化に関係していることから、その削減のための取組みが進められています。

【へ】

ベンゼン

主に自動車排出ガスに含まれている物質のことで、有害大気汚染物質のひとつに挙げられています。

【ほ】

ホームエネルギー管理システム (HEMS)

エネルギー消費を可視化しつつ積極的な制御を行うことで、省エネやピークカットの効果を狙う仕組みのことです。

保存樹林

市街化区域及びその周辺地域で、良好な都市環境を維持するため、500 m²以上の樹林又は 25m 以上の生け垣について、保存すべき樹林として指定する制度です。

ホルムアルデヒド

常温では無色の可燃性の刺激性気体です。シックハウス症候群を引き起こす原因物質のひとつといわれ、平成14年1月には室内濃度の指針値 (48 μ g/m³、厚生労働省) が設定されました。さらに、平成14年7月の建築基準法の改正によりホルムアルデヒドを発散する建材について技術基準が定められ、15年7月から法規制が行われています。

【ま】

まちなかみどり保全地区

緑地の保護及び市民の良好な生活環境を確保し、市民に憩いの場を提供するとともに、みどりを保護する思想の普及及び民有緑地の高度利用を図り、地域の模範となる緑地の維持及び管理を図るための制度。市街化区域内の樹林地が対象。

【め】

メタン

天然ガスの主成分です。有機性の廃棄物の最終処分場や、沼沢の底、家畜のふん尿、下水汚泥などから発生します。温室効果ガスのうち、二酸化炭素に次いで排出量が多く大きな温室効果をもたらしています。また単位量当たりの温室効果は二酸化炭素の約 20 倍と大きく、回収し、エネルギー源として利用するための研究が続けられています。

めんてきひょうか 面的評価

騒音測定地点をもとに、道路端から 50m の範囲に位置する個々の住居等の騒音レベルを、距離や建物によって減る騒音量を引く等によって推計し、環境基準値を超過（または、環境基準値以下）した住居等の戸数及び割合を算出します。

【も】

もくしつか 木質化

天井、床、壁等の内装や外壁等に木材を用いること。

【ゆ】

ゆうがいかかくぶっしつ 有害化学物質

環境を経由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質の一般的な総称です。具体的には、人の健康または動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」などで指定されたものは有害化学物質といえます。

ゆうがいちやうじゆう 有害鳥獣

農林水産業などに被害を与えたり、被害を与えるおそれがある野生鳥獣を指します。野生の鳥獣は、原則捕獲が禁止され、有害鳥獣の捕獲には、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく許可が必要となります。

ゆうがいぶっしつ 有害物質

人の健康被害を起こすおそれがある物質として、「大気汚染防止法」で 5 項目、「水質汚濁防止法」で 23 項目が定められています。カドミウム、鉛等の重金属類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機溶剤、チウラム、シマジン等の農薬類等があげられます。

ユニバーサルデザイン

「基本的人権の尊重」を基本理念として、障害の有無、年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず、すべての人

が心豊かに暮らせるような社会を創っていかうとする考え方で、1990 年代の初頭、元ノースカロライナ州立大学のロン・メイス教授が提唱し、その後、先進諸国に広がりました。

ユニバーサルデザインには、施設、物（製品）、環境などの目に見えるものから、サービスやシステムなどの目に見えないものまで多岐にわたっています。

なお、本市では平成 20 年 3 月に「ユニバーサルデザイン推進基本方針」を策定し、全庁的に取組を進めています。

【よ】

ようゆう 溶融スラグ

焼却後の灰などを概ね 1,200°C 以上で高温処理したもので、ガラス状の固形物（スラグ）です。

【り】

リサイクル

不用となったものを新しい製品の原料あるいは材料として再生利用することです。ごみ問題を解決する手段として、リサイクル（Recycle）のほか、極力ごみを出さないようにするリデュース（Reduce）、繰り返し使うリユース（Reuse）があり、これらを合わせて 3R といいます。

リスクコミュニケーション

リスクに関する正確な情報を市民、産業、行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることです。

所沢市マチごとエコタウン推進計画 重点実施計画

NO.	指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況				
				2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
低炭素 (1)	市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量（調整）の削減率	%	増加	0 (2013年)	20.2	21.9	23.6	25.3	26.9
					67.4	68.1			
					○	○			
低炭素 (2)	(株)ところざわ未来電力の市域への電力供給規模	kW	増加	0	28,000	33,000	38,000	43,000	43,000
					19,113	23,077			
					×	×			
低炭素 (3)	低炭素住宅の認定件数	件	増加	29	42	54	66	78	90
					23	23			
					×	×			
低炭素 (4)	市内の熱中症による救急搬送者数	人	減少	130	125	120	115	110	105
					225	245			
					×	×			
みどり (1)	新たなみどりの確保量	ha	増加	55.1	75.0	80.0	85.0	90.0	95.0
					85.5	96.0			
					○	○			
みどり (2)	保全管理計画が策定された緑地の数	箇所	増加	2	3	3	4	4	5
					4	5			
					○	○			
みどり (3)	市街化区域内に新たに指定した地域制緑地の累計面積	ha	増加	0	↗	↗	↗	↗	0.5
					0.68	0.86			
					○	○			
みどり (4)	みどりとふれあうイベントの参加者数	人	増加	1,767	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
					1,855	-			
					×	×			
資源 (1)	市民1人当たりのごみ排出量	g / 人・日	減少	580.0	578.5	577.8	577.1	576.4	575.6
					583.1	592.7			
					×	×			
資源 (2)	焼却処理率	%	減少	77.2	75.0	74.5	74.0	73.5	73.0
					77.6	79.5			
					×	×			
資源 (3)	ごみ焼却発電による電気使用量賄率	%	増加	73.8	89.8	100	100	100	100
					91.9	141.2			
					○	○			
協働 (1)	環境推進員が関わる活動に対する総参加者数	人	増加	56000	56,560	57,120	57,680	58,240	58,800
					54,627	13,358			
					×	×			
協働 (2)	環境学習関連事業の参加者数	人	増加	34,108	基準値以上				
					169,236	66,952			
					○	○			
協働 (3)	市内小中学校における「地球にやさしい学校」の取組評価の平均点	点	増加	23	基準値以上				
					23.0	23.0			
					○	○			

※↗は最終年度目標に向かって増加させていくことを意味しています。

所沢市マチごとエコタウン推進計画

NO.	指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況					最終目標値
				2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2028年
1	地域における温室効果ガス排出量の削減率	%	増加	0 (2013年)	7.6	9.3	11.0	12.7	14.4	22.9
					15.1	24.9				
					○	○				
2	再生可能エネルギー設備の総出力	MW	増加	35.3	37.7	38.9	40.1	41.3	42.5	48.5
					37.4	39.1				
					×	○				
3	みどりとふれあうイベントの参加者数	人	増加	1,767	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
					1,855	-				
					×	×				
4	みどりのパートナーの登録者数	人	増加	1,368	1,395	1,400	1,405	1,410	1,415	1,440
					1,410	1,500				
					○	○				
5	新たなみどりの確保量	ha	増加	55.1	75.0	80.0	85.0	90.0	95.0	110
					85.5	96.0				
					○	○				
6	市民1人当たりのごみ排出量	g / 人・日	減少	580	578.5	577.8	577.1	576.4	575.6	572
					583.1	592.7				
					×	×				
7	ごみ焼却発電による電気使用量賄率	%	増加	73.8	89.8	100	100	100	100	100
					91.9	141.2				
					○	○				
8	不法投棄物量	t	減少	26.0	25.2	24.8	24.4	24.0	23.6	21.6
					21.9	12.9				
					○	○				
9	大気規制対象事業所のばい煙にかかる排出基準適合率	%	維持	100	100	100	100	100	100	100
					100	100				
					○	○				
10	水環境にかかる環境管理目標の達成率	%	維持	100	100	100	100	100	100	100
					100	100				
					○	○				
11	土壌汚染拡散防止率	%	増加	87.0	基準値以上					基準値以上
					91.0	96.0				
					○	○				
12	苦情相談解決率	%	増加	93.2	基準値以上					基準値以上
					80.9	96.5				
					×	○				
13	化学物質排出量	t	減少	26.5	基準値以下					基準値以下
					22.6	22.1				
					○	○				
14	住宅・住環境に関する施策の満足度	%	増加	—	66	66.5	67	67.5	68	70
					67.9	47.5				
					○	×				
15	市民1人当たりの公園面積(オープンスペースの確保)	m ² / 人	増加	4.11	4.15	4.19	4.23	4.27	4.32	4.61
					4.13	4.15				
					×	×				
16	環境学習関連事業の参加者数	人	増加	34,108	基準値以上					基準値以上
					169,236	66,952				
					○	○				
17	市ホームページ及びSNSによる環境情報の発信件数	件	増加	1,420	1,800	2,000	2,200	2,400	2,600	3,600
					1,380	1,889				
					×	×				

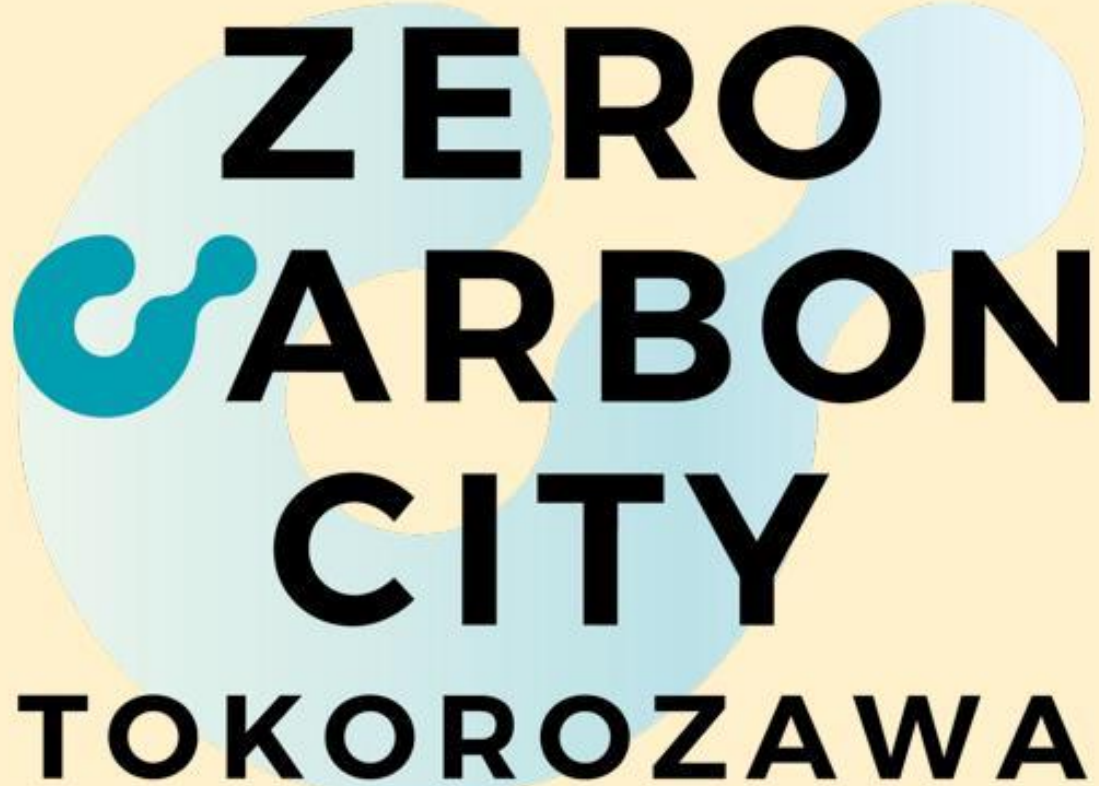
所沢市の環境 2021 年度版

発行
編集

所沢市
環境クリーン部まちごとエコタウン推進課
〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1
TEL 04-2998-9133
FAX 04-2998-9394
Mail a9133@city.tokorozawa.lg.jp
URL <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/index.html>



まちごとエコタウン
TOKOROZAWA



**ZERO
CARBON
CITY**
TOKOROZAWA